

令和5年第4回糸魚川市議会定例会会議録 第5号

令和5年12月14日（木曜日）

議事日程第5号

令和5年12月14日（木曜日）

〈午前10時00分 開議〉

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第86号、同第87号及び請願第3号
- 日程第4 議案第88号から同第92号まで
- 日程第5 議案第93号及び同第95号から同第98号まで
- 日程第6 議案第94号及び同第99号
- 日程第7 諮問第1号から同第4号まで
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 所管事項調査について
- 日程第3 議案第86号、同第87号及び請願第3号
- 日程第4 議案第88号から同第92号まで
- 日程第5 議案第93号及び同第95号から同第98号まで
- 日程第6 議案第94号及び同第99号
- 日程第7 諮問第1号から同第4号まで
- 日程第8 議員派遣について
- 日程第9 閉会中の継続調査について

〈応招議員〉 18名

〈出席議員〉 18名

1番	利根川	正君	2番	阿部	裕和君
3番	横山	人美君	4番	新保	峰孝君
5番	松尾	徹郎君	6番	伊藤	麗君

7番	田原洋子君	8番	渡辺栄一君
9番	加藤康太郎君	10番	東野恭行君
11番	保坂悟君	12番	田中立一君
13番	和泉克彦君	14番	宮島宏君
15番	中村実君	16番	近藤新二君
17番	古畑浩一君	18番	田原実君

〈欠席議員〉 0名

〈説明のため出席した者の職氏名〉

市長	米田徹君	副市長	井川賢一君
総務部長	渡辺孝志君	市民部長	小林正広君
産業部長	大嶋利幸君	総務課長	渡辺忍君
建設課長兼務		財政課長	山口和美君
企画定住課長	中村淳一君	青海事務所長	猪又悦朗君
能生事務所長	高野一夫君	環境生活課長	木島美和子君
市民課長	川合三喜八君	健康増進課長	池田隆君
福祉事務所長	磯貝恭子君	農林水産課長	星野剛正君
商工観光課長	大西学君	都市政策課長	五十嵐博文君
建設課長	長崎英昭君	ガス水道局長	樋口昭人君
会計管理者	山田康弘君	教育長	鷹本修一君
会計課長兼務		教育委員会こども課長	嶋田猛君
消防長	竹田健一君	教育委員会生涯学習課長	
教育次長	磯野豊君	中央公民館長兼務	山本喜八郎君
教育委員会こども教育課参事	小川豊雄君	市民図書館長兼務	
教育委員会文化振興課長		監査委員事務局長	山川直樹君
歴史民俗資料館長兼務	嵐口守君		
長者ヶ原考古館長兼務			
市民会館長兼務			

〈事務局出席職員〉

局長	松木靖君	次長	磯貝直君
係長	水島誠仁君		

〈午前10時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

欠席通告議員は、ありません。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1．会議録署名議員の指名

○議長（松尾徹郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、9番、加藤康太郎議員、17番、古畑浩一議員を指名いたします。

次の日程に入ります前に、休会中、議会運営委員会が開かれておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

宮島 宏 議会運営委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

おはようございます。

昨日12月13日に議会運営委員会が開催されましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

まず、委員長報告につきましては、総務文教常任委員長、建設産業常任委員長及び市民厚生常任委員長から所管事項調査について、その経過を報告したい旨の申出がありますことから、本日の日程事項とすることで、委員会の一致を見ております。

次に、議員派遣につきましては、令和5年12月21日に上越三市議会議員合同研修会が妙高市で開催され、令和6年1月31日に市議会議員研修会が市民会館で開催されます。

この議員派遣について、本日の日程事項として議長発議で進めることで、委員会の一致を見ております。

次に、議会運営については、ハラスメント防止対策について議論が交わされ、アンケートの実施や条例制定についての今後の日程、ハラスメント防止条例の文案、条例の名称、ハラスメントアンケートの内容が協議されました。

アンケートの内容については、12月21日に、再度協議を行うこととしております。

ほかにも議論が交わされておりますが、報告は割愛させていただきます。

以上で、議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

おはようございます。

ハラスメント条例の進め方なんですけど、これまでも再三再四、指摘してまいりましたけれども、議会の最高規範と言われる議員の基本条例ありますよね。それと、そこでやっぱり補完する意味で、その後に議員の倫理規程というものができております。だからこのハラスメント条例が、その上を行くのか下を行くのか。条例を幾つもつくっても意味がないと前から述べております。だから議員の基本条例、そして議員の倫理規程、もうその前に、決める前に2つがちゃんとつくられていて、議長なんかも議会運営委員会の委員長だったときですかね、基本条例というものは議会の最高規範である。じゃあそれを上行くのかって話だよ。最高規範が2つあるということですか。だから、その辺は慎重に進めるべきだと思います。基本的には、いたずらに条例はたくさんつくるんじゃなくて、ハラスメント撲滅宣言でも何でもいいし、後はその倫理規程の中での文言といたしましうか。文字をもっと強化するということですね。

ハラスメント条例についても、罰則規定がないようなんですけども、倫理規程だとかそういう中においては基本条例の中ではしっかりとそういう場合にはこういうふうになると。調査委員会の立ち上げなんかも、そこに書いてあります。だから、2つの異なった同じような条例が2つもいるのかどうか、この辺のバランスをしっかりと取って進めているのか、お尋ねいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

ただいまの古畑議員のお尋ねの件、昨日の議会運営委員会で若干関係したことが出ておりましたので、お答えします。

既にあるものは、倫理規則ですね。それには罰則規定がございます。今、議会運営委員会で審議中のものはハラスメント防止条例で、その中には罰則規定は設けておりません。その2つは、相互に補完し合うような関係であるということが、昨日の議会運営委員会では述べられております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

2つの条例が補完し合うの意味が、よく分かりませんね。やはり同じような法律を幾つもつくるんではなくて、この場合は条例なんですけど、その条例の中において過不足があるもの、基本条例にしる倫理規程にしる、そこに不足がある分は付け加えても全然構わないと思います。

逆に、基本条例なり倫理規程を、より強固なものといいたしましうか、時代の変化に応じて足りないものを足していくという考え方のほうが、すっきりと飲み込めると思うんです。

それから、アンケートについてですが、前日も申し上げたんですが、もう過去、コンプライアンス特別委員会の中でやっぱりアンケートを取ってますよね。今回は取るだけで、実例があったとしても、それを解決しないとかというお話でございますが、それだと全く意味がないですね。議員によるハラスメントがあったのかどうなのかということなんだろうと思いますけども、それについても、上げられたことを調査するとかというんじゃないや、実態調査ですね。アンケートなんていうふうに言わずに、記述欄もないんでしょう。だからそうすると、余計に難しくなります。

ハラスメントは何度も言うように、解決が難しいんです。受け取った相手側、ハラスメントをしたという方にしたって、それぞれに言い分があります。だからどっちに軍配を上げるかが、物すごく難しい。ただハラスメントはやめましょうということだけだったらですよ、今までも繰り返してきたわけでありまして。行政の中でもハラスメントが多いよということにつきましては、行政についてもちゃんと人事管理をするように、その調査機関だとか調査のシステム、つくり上げてきております。だから議会とすれば、要するに底の浅い手を差し伸べると、余計厄介になるということをやったり考えておかななくちゃいけません。

議員が、職員に対して職務を利用して強いことを言ったり、また自分のほうに利権誘導することは厳に慎むようにというふうには、倫理規程でも基本条例の中でもうたってございます。ですから同じような文言を使うんじゃないで、これが同じであるならば、倫理規程なり基本条例なりに付け加えるような形というのもやっぱり考えていってほしいとつくづく思いますが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

昨日の議会運営委員会での議論に関係した部分だけ、お答えいたします。

古畑議員から、自由記述の欄がないんでしょというようなことがご指摘いただきました。前回の議会運営委員会で、自由記述欄の必要性について、多くの委員からご意見をいただきました。そのことを受けて、昨日も自由記述欄を設けることについてのメリット・デメリット、そういったことが議論されました。

結果から言いますと、自由記述欄を設けてしまうと色々な弊害がある。例えば実名とか個人が、個人とか組織名が、組織が特定できないように書いてくださいと頼んだとしても、書く人によっては、そのことを書いてしまうことがあり得る。そういった場合、集計に携わる人間が、そのことをどうしても見てしまいますよね。場合によっては、集計に関わった人間が、そこに名前が出る可能性もある。これはかなり問題だと。それから、長文にわたって自由記述がされた場合に、それをそっくり載せるのか、載せた場合には、かなりのボリュームになってしまう。それから要約した場合は、要約するときの適切さ、それをクロスチェックする必要がありますよね、当然ですけど。恣意的なものが入ったら困るわけです。

そういったことが問題なので、自由記述に代わるものとして、より多くのハラスメント実例を設問として挙げて、それにチェックしてもらうことで自由記述欄をなくしたことの弊害を、なくしたことの代わりになるように、そういったことで昨日の段階では、委員の方々から、それがいいんじゃないかというようなご意見をいただいております。

ただ、まだ最終的に決定したものではありませんので、12月21日の議会運営委員会で再度、協議させていただきまして、最終的なアンケートの案を、文案を決めると。実際の実施は、来年以降になります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

決まりやルール、条例、つくればつくるほど、いわゆる窮屈になってくるんですね。私は、やはり議会ラブですから、議会はやはり熱を持って大いに論戦をしていただきたい。行き過ぎた発言や語気が強かった場合は、そのときの議長なり委員長なりが注意すべきだと思います。そのための議事整理権です。

殊にパワーハラとかという話になってくると、あの発言も駄目、この発言もパワーハラじゃないか、そうやって言うことがパワーハラじゃないかと。いろいろ出てくる。やっぱりこっちは、議会は言論の府なんで、時には熱くなることもあるでしょう。その中でやり合っている中で、やっぱり本質を深めていってほしいと思うんです。だから、しゃべるな言うなじゃなくて、しゃべるときはこれを気をつけましょう。発言するときは威圧的にならないようにというふうな形とすれば、心得で十分だと思います。具体的に名前が出たとき、ハラスメントと思われる事象が出たとき、やっぱりそれはちゃんと議会に対する目安箱とか駆け込み寺になれるような調整能力、そして罰則規定もやはり必要でしょう。

この間も申し上げましたけども、議長がハラスメントの対象となったとき、今度、誰が裁くかという話もあります。現に田原議員からハラスメント、パワーハラスメントだというふうな訴えが来ておりますが、それにしたって委員会としては審査を打ち切ったわけでしょう。結論が出ないまま、要するに時間がたつとともに風化していくのか、やっぱりその都度結論を出していくのか、やっぱりそこは慎重に議会運営委員会の中でも話し合っていたいただきたいと思います。

それから、もう何度も申し上げますが、ハラスメントというのは、触られたとか殴られたとか蹴飛ばされたとかという事象のほうが、解決は割と早いです。でも精神的苦痛を受けたとか、叱られたとか何とかされたとかというのは、非常に難しい。それは一つの意見だとする、言い分だってあるでしょう。だからその辺のバランスのかじ取りというのは非常に難しいですよ。条例等をつくって、正式に大上段に構えてしまったら、それを今度振り下ろす場所が今度必要ですよ。その辺も十分に、先の先まで考えてやってもらいたい。

私から言わせれば、やはり議会は言論の府ですから、口角泡を飛ばして言い合うような形、やはり議員に必要なのは熱ではないでしょうか。黙って静かに聞けじゃなくて、よく言いますけど昔から、やじは議場の花とか言います。国会議員でも県会議員でもそうですけど、それぞれの場を国会議会の中においても激しいやじの応酬の中で、議員が熱弁を振るうからこそ臨場感があるし、説得力も出てくるもんだと思います。あれも駄目、これも駄目というふうな条例は、できれば謹んでほしい。もしくは配慮をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

宮島委員長。〔14番 宮島 宏君登壇〕

○14番（宮島 宏君）

古畑議員の今の発言の中で、昨日の議会運営委員会に関係しているものがございますので、その部分だけお答えいたします。

その関係する部分というのは、当事者が議長だった場合どうするのかというところです。今検討している糸魚川市議会ハラスメント防止条例の中にそのことを、その対応を1つの条文としてうたっております。もちろん、まだ案の段階です。

その内容を申し上げますと、議長が、ハラスメントの当事者だった場合は、副議長が代わる。それから、議長も副議長もハラスメントの対象であった場合は、議会運営委員会の委員長が代わるというようになっております。じゃあその3人が全部当事者だったらどうなのか、それはまだ想定しておりません。

ただ、そういったケースをどうするのかというご意見は、議会運営委員会の中では今のところ出ておりません。

以上です。

○17番（古畑浩一君）

終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり進めることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの委員長報告のとおり進めることに決しました。

日程第2．所管事項調査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第2、所管事項調査についてを議題といたします。

本件については、休会中、各常任委員会が開かれ、調査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

おはようございます。

総務文教常任委員会では、12月11日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、駅北子育て支援複合施設、糸魚川市親子保健計画など、7項目であります。

まず、（仮称）駅北子育て支援複合施設については、委員より、投資額、費用対効果をきちんとチェックするのが議会、委員会であり、さらなる議論が必要。遊び場を想定したビーチホールまがたまに、利用者においでいただき、意見を改めて聞いて、委員会に臨むということも必要である。また、旧東北電力ビルだけ解体し、敷地の感じをつかんだ上で、もう一度計画を考えるという、そういう声も市民の中にある。計画中の施設を建てる時でない、東北電力ビルの解体はできないものなのか。補助金などの制度によいものがないから、やらないほうがいいと思っているのか。旧東北電力ビルの解体を先行することはできないのかとの質疑に対し、担当より、この建物の取壊しは、そこに施設を建てるため、支障物の除去という考え方で国から補助金を受けることを考えている。先に更地にできないかということであるが、更地にして、その後に計画がなければ、国の補助金は厳しいものになると考えていると答弁がありました。

委員より、木浦地区公民館の件でもあったが、アスベストが原因で解体が頓挫してしまうと困る状況になるので、その辺のスケジュールリングをしっかりとしてほしいとの質疑に対し、担当より、アスベストについては慎重にやっている部分がある。当然、アスベストの有無によって処理方法、囲い込みも変わってくる。解体方法も変わってくるので、方法などが確定した段階で地域の皆さんにも説明していきたいと考えている。工事自体は令和7年に実施をしたい予定で、設計から少し期間が空く形になるが、この辺りも理解を得られるようしっかりと説明していきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、DBOにしる指定管理にしる、建物だけではなく地域とどのようにリンクしていくかなど、エリアマネジメントを含めた部分のアドバイザーが必要ではないか。施設の運営だけがうまくいっても、外部に経済効果が生まれなければ意味がない。逆に、施設がコストを抱えても、その地域にメリットが生まれるのであれば、それはそれで投資対効果が出るので、まちづくりにおいて、子育て支援をすることによって町も育っていくようなアドバイザーが必要だと思うがとの質疑に対し、担当より、町なかを巡るにぎわいなど、まちづくりのコーディネート的なアドバイザーというイメージはなかったが、取組が足りないというところは意識、課題として思っている。必要性については、検討していくべき内容であると答弁がありました。

次に、第4次糸魚川市親子保険計画の策定についてであります。

委員より、妊娠時から相談体制が取れるかどうかで、その後が全然違ってくる。切れ目のない支援は必要だが、1人にしない支援という表現が、言葉として理解しやすい。本当に困ったときに1人で悩まず、伴走型支援や経済的支援について相談できること、しっかりと伝わるのが大事であると考えているが、いかがかとの質疑に対し、担当より、伝わりやすい言葉があると思うので、もう一度見直したい、検討したい。また、市民に配布するダイジェスト版は、見やすく分かりやすいものになるよう心がけたいと答弁がありました。

次に、学校給食調理業務民間委託についてであります。

委員より、過去に給食について事件があった。お金の管理の中で事件は起こり得る。防止策はどうか。また、〇157などはどこでも発生するが、これらを市の責任においてどう管理していくのかとの質疑に対し、担当より、事件を受け、公会計化により管理している。今までどおり市で対応する予定。衛生管理については、引き続きマニュアルを準用しながら市も一緒に関わっていく方針で考えていると答弁がありました。

次に、第3期糸魚川市子ども一貫教育基本計画の策定についてであります。

委員より、これだけ量のある計画を、誰がどのように活用していくのか。どう共有できるかがポイントではないか。概要版やインターネットだけでは普及は難しい。よい計画でスローガンもすばらしいので、これをさらに市民で共有できるようにする取組はいかがかとの質疑に対し、担当より、この後、概要版の作成を周知していくと同時に、学校、家庭、地域、それぞれが実践を深めていく中で子供たちを育成していくことになっていくので、概要版、本編を見てもらいながら、それぞれの立場で実践していただくことで目標に迫っていきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、この計画だと、保護者も計画に理解のある方でないと読み込めないのではないか。表紙も変わっていないので、また同じものが来たと思われるのではないか。変更したポイントをしっかりとPRし、機会があれば、口頭で思いも伝えてほしい。冊子が届くだけでは、冊子を開いてもらえないので、そういう機会を設けて、糸魚川市として一番メインの教育であるというところを伝えてほしいとの質疑に対し、米田市長より、子ども一貫教育基本方針については、ボリュームがあるので大幅に変えることはできないにしても、概要版で変わったところはアピールしたい。注目してもらえる概要版を作っていきたいと思っていると答弁がありました。

次に、糸魚川市いじめ防止基本方針等の改定についてであります。

委員より、保管期間が原則5年というのは書類の保存の規定であって、このように定められていると思うのだが、例えば1年生のときにあったことが、5年生のときに破棄されていて見返せないなど、そういった状況にならないか。いろいろなパターンがあると思うが、5年という保存期間は適切なのかとの質疑に対し、担当より、5年というのは国で定めている一つの基準で、ケースによってはいじめが非常に重大事態になったものに関しては、卒業後、5年間保存すると教育委員会から指示を出しているケースがあるが、原則5年と考えてほしいと答弁がありました。

次に、第3次糸魚川市生涯学習推進計画の策定についてであります。

委員より、リカレント教育やリスクリング教育など、そういった部分で1回社会に出た人が、もう一回学び直し、もう一回社会に貢献するなど、多様な学び方を提言していく考えはあるのかとの質疑に対し、担当より、学び直しという観点でいうと、年齢を重ねていく上で、改めて勉強したくなったという方もいるので、力を入れていく必要があると考えている。リスクリングについては、もともとは生涯学習の定義にもあると思うが、企業が従業員を再教育することで、その教育が従業員の幸せにつながり、さらには会社の利益につながるといったもので、まず、企業側の取組に期待するが、行政の役割として、そういった観点を計画の中にどのように盛り込んでいくかについては、パブリックコメントの意見も見ながら検討していければと考えていると答弁がありました。

次に、第3次糸魚川市子ども読書活動推進計画の策定についてであります。

委員より、施設ごとにどのような本を置いておけば、子供たちが読書をしてくれるのか。子供が

減っていく中で、各施設の管理運営もどうしていくのか。また、子供たちに本を紹介したり教えてくれる人材がどこにいるのかということを見ると、よい計画をつくっても、それを本当に実施できるのか疑問に感じるのだがという質疑に対し、担当より、学校の司書や保育園、地域の公民館と、子供の読書について、これまで情報を共有する機会がなかったのだが、意見交換を行うことが、これからの子供読書活動にとって非常に重要であり、この計画を盛り込むとともに、しっかりと支援計画を推進していきたいと考えていると答弁がありました。

このほかにも質疑・意見がありました。報告は割愛します。

以上で、所管事項調査を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

よろしくお願いたします。

子育て支援施設のところで、2点お伺いしたいと思います。

まず1点目は、施設を造る造らないという議論が、以前委員会の中であったと思うんですが、今現段階では、造る前提での議論になっているのかということがまず1点目と、2つ目は、DBOにしる直営にしる指定管理にしる、糸魚川市が求める機能について、どの程度いろんなアイデア、意見が出ていたのか、また、それについて行政側の答弁がどのようなものがあつたのか、具体的なものがあれば教えていただきたいと思いますが、2点お願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

委員会の中では、造る前提の議論もあれば、反対、まるっきり反対という議論ももちろんございます。現段階では、そのような状況でございます。

2点目の機能についてでございますが、先ほども報告の中にございましたとおり、またその周辺をマネジメントするような、そういったアドバイスのようなものも必要ではないかという意見が、今回の委員会でも出ておりました。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

私とすれば、今の議論の中に保育園の延長的な機能が議論されているのではなかろうかなという

ふうに思っております、委員の中で、もしインクルーシブであったりだとか、あと発達障害に特化したことであるだとか、あと子供の何ていうかな、いろんな様々な今の化学物質過敏症とかもありまして、いろんな子が遊べる。または、そういったことを相談できるといった多機能な施設になっていくことを望んでおります、そういったところの何か具体的な事例を挙げての議論というのは、あったものでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

お答えいたします。

所管事項調査、今までにも何回もやっておりますが、その中ではそういった意見も細かく出た機会もございました。今回の委員会に関しましては、特にDBOについて見送る、12月議会に上程を見送るという状況でございましたので、その説明が冒頭にあり、その中で中身ということよりも、造る造らないというところのお話を中心になったかと思っております。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。

○11番（保坂 悟君）

大火後の復興計画の中から生まれた施設でありますので、その大火の部分と、また今、子供たちが抱えている背景、状況、またあと全国に今、本当に多くの施設が造られておりますので、現地調査はなかなか難しい場面もあるでしょうけども、より多くのいろんな施設の見聞を、委員会の中で調べていただければなということを要望して、質問を終わります。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

おはようございます。

建設産業常任委員会では、12月7日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容についてご報告いたします。

調査項目は、柵口温泉権現荘の譲渡について、柵口温泉権現荘についての総括、糸魚川ジオステーションジオパル鉄道ジオラマ修繕委託の経緯等について、ガス・上下水道事業の官民連携についての4項目であります。

なお、権現荘の譲渡と鉄道ジオラマについては、10月26日の全員協議会で扱った項目でありますので、詳細にしております。したがって、長めの報告となりますので、あらかじめご了承ください。

柵口温泉権現荘の譲渡については、担当より、最終的な応募事業者は1者であり、一般社団法人アッサンである。この事業者の所在地は、北海道檜山郡厚沢部町緑町72番地1であり、平成30年5月に新たなエネルギー開発発電・電力供給事業を開始し、令和4年6月からは、道の駅「あっさぶ」新商業施設の指定管理受託事業を業務としており、資本金は100万円、従業員数は19人である。今回の委員会です承いただければ、現在、権現荘の譲渡先候補者と選定されているこの事業者を優先交渉者として市が選定し、改めて交渉を開始したいものである。

なお、応募事業者の経営状況の確認や財政支援の要望に対する調整などもあることから、優先交渉者として交渉を開始した場合でも、必ずこの事業者と契約を締結するという意味ではなく、条件が合わない場合は、交渉を中止する場合もある。応募事業者の経営状況などの調査結果がまとまり次第、委員会に報告したいという説明がありました。

委員より、この事業者の主な業務内容に宿泊業の記載がないが、宿泊業を営んだ経験があると以前、説明を受けたと思うが、いかがかとの質疑に、担当より、以前、宿泊業とスキー場の経営等のお話をさせていただいた。一般社団法人アッサンという会社で今回応募されているが、この代表理事をされている高橋さんという方が、別の会社でスキー場と宿泊施設を経営しているものであると答弁がありました。

委員より、資金調達計画として、関連会社からの10億円の投資支援金を充当すると説明があったが、市が譲渡した場合の施設改修分約1億円、燃料費の一部負担1億2,000万円、固定資産税5年間の免除分2,500万円、合計約2億5,000万円について、関連会社から10億円を支援金として充当するぐらいの大規模な力のある企業であれば、例えば固定資産税の免除は二、三年で終了するなど、もっと交渉する余地があるのではないかとの質疑に、担当課より、関連会社からの投資資金を充当するというような表現になっているが、あくまでも今後の提案内容の説明であり、要望した財政支援をいただく中で進めることができれば、事業開始後4年目には黒字に転換できるという方向性で、10億円の財政の支援がなくても単独の会社でいけるという見込みを立てていることが経営の組み方になっており、これについては保険的なものであり、万が一でもそこまではいけるという意味で説明をされていたものであると答弁がありました。

委員より、仮に譲渡後に閉鎖というような状況になったときに、権現荘はもう譲渡しているため、譲渡先の自由になってしまう。市として最大限の考えを持って臨まないといけない。当然、弁護士

との話も進めていると思うが、その辺りの危機管理について、行政としてどのように考えているかとの質疑に、担当より、万が一のとき、当面のところではいくと、投資支援金の10億円ということになると思うが、今後、譲渡先と契約に向けて進んでいく中で、この先、頓挫した場合の対応についても明確に記載するなど、対応できるものと考えていると答弁があり、米田市長からも、今はまだ正式な契約ではない。事業者の調査については、現在も行っているところである。高橋代表とお会いした際にも、表面に出ている会社は非常に小さい会社であるため、市として権現荘は非常に大きな財産であるため、万が一、譲渡後に会社が倒産した場合を考えると非常にリスクが大きいのではないかという話をさせていただいたが、高橋代表から、その部分については、グループ会社で責任を持ちますと明確に答えていただいた。北海道で実施している企業運営の中においても、行政と関わっている部分が結構あるため、行政にとってリスクが一番大変な事柄であることも理解しておられた。権現荘の譲渡については、一つの商品としてしっかりとした不良品でないものにしていただいて、我々は買いたい。そして、地域の観光に資する施設として充実をさせていきたいと考えているとお話をいただいたと答弁がありました。

委員より、収支計画の項目にインバウンド客の獲得を目指すとあるが、実際にこの会社は、そういうルートや、つてを持っているのかとの質疑に、担当より、これまでも道の駅あっさぶで、日本旅行と提携をして、先日も台湾などに商業の説明に行っているとの話があったので、そういったルートは持っているかと理解していると答弁がありました。

委員より、提案内容にスキー場、ゴルフ場の一元管理ということで、権現荘を含めたスキー場、ゴルフ場を最終的には運営してもらうような感じになると思うが、その辺りのノウハウがあるのかどうかとの質疑に、担当より、今回の提案は、あくまでも譲渡に関しては権現荘のみである。相手事業者が、こちらの施設を見て、スキー場、ゴルフ場も将来的には一元管理をしたいというお話をされているが、現在、スキー場、ゴルフ場は、火打山麓振興株式会社がやっているため、そちらの方との相談も必要となる。これについては、相手の提案であり、現在、市が想定しているものではない。ノウハウを持っているかという点については、高橋代表理事が会社の代表取締役をされているスキー場も現存しているため、そういったノウハウもあると承知していると答弁がありました。

委員より、関連会社からの投資支援金とあるが、答えられる範囲でいいので、この会社について説明してもらえるかとの質疑に、担当より、関連会社としてバックアップしてくれる会社は、北海道の企業で、日成産業株式会社である。こちらの企業についても、経営状況の調査を現在行っているため、結果がまとまったら、委員会等の中で説明ができるものと考えていると答弁がありました。

委員より、心配なのは、やはり外資系が入ってきて、言い方がよくないかもしれないが、乗っ取られるということが心配である。この日成産業株式会社は、そういった心配はないのかとの質疑に、担当より、現在確認している中では、北海道で事業を展開されている企業で、いわゆる建設業関係の会社になる。また、多岐にわたる事業を展開しており、グループとして動いている会社である。今後の調査の中で、もしそういった面が見られたら、報告させていただくと答弁がありました。

委員より、地元説明会が12月以降とあるが、地元の方が一番不安がっておられる。説明会は何か所ぐらいで開く予定かとの質疑に、担当より、これまで権現荘と能生生涯学習センターの2か所で説明会を行った。生涯学習センターの説明会には参加者が非常に少なく、権現荘のほうの説明にはたくさん来ていただいた。今後、どのような形で説明するのが一番皆様にとって分かりやすいの

かというところも含め、また、時期等も考えながら、多くの方のご意見をいただけるような説明会を開きたいというふうに思っていると答弁がありました。

委員より、ぜひとも細かな説明をしてもらい、住民の方を納得してもらいたいと思う。地元の方は、一刻も早い宿泊業再開を望んでいる。行政から、ぜひとも早い段階での再開に向けてしっかり動いてもらいたいとの意見に、井川副市長より、権現荘については、宿泊も含めて既存の設備をフルに活用して、何とか維持をしていきたいというふうに考えている。そういった中で、地域の活性化の話も当然出てくると思っている。相手事業者への優先交渉者の通知を行うことについて、これから委員の皆さんへ申しあげているが、今後の課題は財政支援をどこまで行うのか、譲渡後にその事業がしっかり継続されていくのか、信用に足る会社なのか、そういったことに集約されると思っている。こういった部分については、優先交渉者としての通知を出した後に本格的な交渉に入っていきたいと思っている。その結果については、1月、2月の間に、できるだけ早く委員会を開催して説明していきたいと考えていると答弁がありました。

委員より、今回手を挙げていただいたこと自体がありがたいことと思っている。ただ、1者となるがゆえに、全員協議会でも委員からいろんな心配の声をいただいた。交渉していく上で分かっている情報を1月、2月にというお話もあるが、適宜知らせていただきたいとの質疑に、井川副市長より、今回は優先交渉者としての通知をしたいということで説明を行っている。今後の詳細調査、交渉の状況等について、委員会のほうで示していきたい。また、委員からもご意見をいただき、判断をいただく部分がある。今回は、優先候補者としての通知について了解をいただきたい。その先については、通知を出したから、それがもう業者決定とするものではない。その際には、また改めて相談協議させていただきたいというふうに思っていると答弁がありました。

以上の説明を受け、当委員会において、行政側から、今後の交渉に当たる上で優先交渉者の通知について委員会の了承を得たいということでありましたので、今後の事業者と交渉していくということで、委員会としては了承することを確認しております。

最後に、米田市長より、今後、交渉する中でいろいろな課題について詰めていきたいと思っている。また、委員会に報告できるものは、その都度報告していきたい。できれば今年度中に契約に進んでいければよいと思っていると答弁がありました。

このほか多くの質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

柵口温泉権現荘の譲渡については、以上であります。

次に、柵口温泉権現荘についての総括では、担当課より、柵口温泉権現荘についての総括については、今回が初めて委員会に提出するものであるため、いただいた意見等について修正したものを次回の委員会で最終的に提出したいと考えているという説明がありました。

委員より、権現荘を設立するきっかけとして、柵口地区の雪崩があったと思う。また、学校の再利用という点も、経過と概要に含めるべきである。また、収支の経過を捉えて、黒字と赤字の背景、努力事項と反省点や社会現象等を特記事項として記載すること、支配人の民間登用についてと第三セクターに与えた影響の分析を求めたいという意見に対し、担当より、表記できるものは表記し、分析できるところは分析させていただく。また、民間登用についても、可能な部分については記載したいと答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

次に、糸魚川ジオステーションジオパル鉄道ジオラマ修繕委託の経緯等については、当日、現地調査を行った上で、担当課の資料を基に説明を受けております。

委員より、特に注視すべき北西の内側の2コーナーで実際に車両を走らせてみたが、支障がないように思う。ただ、今回、一番内側に特急車両、その外側に長尺の新幹線を走らせたが、これが逆になった場合はどうかと感じたがとの質疑に、担当より、北西のコーナーについては、様々なパターンでテストを行っている。委員が指摘されたパターンについても試しており、接触しないことを確認していると答弁がありました。

委員より、新幹線車両のように長尺の車両については、それを走らせるとき、注意事項というのを徹底してもらいたい。新幹線車両を走らせる場合は、専用ルートを使用するという事になっているが、趣味が高じて熱が入る方は、実際にあり得ない在来線ルートを走らせてみたいとなるところまでいくのかなと感じた。そういった現状があるなら、トラブルを避けるために注意書きについて広く周知することが必要と思うがという質疑に、担当より、周知不足は確かにあったかなと思っている。できる限りホームページ、また、現地にもよく分かるような形で提示したいと思う。また、今でもやっているが、ジオラマスタッフから利用がある際に、注意点として、もう少し詳しくお伝えすべきだと考えている。今後は、そういった部分を徹底していきたいと答弁がありました。

委員より、車両が接触するかどうかという課題については、やはり当初の計画として、基本的に新幹線は高架橋を走らせるという想定だったところを、従来であり得ない在来線と新幹線がすれ違うというところを楽しみたい方が来て、そういった利用をすることで発生しているということが理解できた。そうであれば、やはりホームページでの注意事項の周知、例えば糸魚川ジオパーク協議会のホームページでは、その注意事項がなかったり、観光協会のホームページでは記載があるが、文字が小さいなど、やはり糸魚川市が関わっているところは同じ文言で分かるように書かないと、見ている人によっては、見ていないとか、見たページには書いてなかったということになってしまう。まずそこを見直す必要があるとの意見に、担当より、ホームページについては、確かに分かりにくい部分がある。今後、見やすいように改善するとともに、ジオラマの仕様だとか注意事項、基本的なルールを周知するページが必要だというふうに感じており、その辺について対応していきたいと答弁がありました。

委員より、ジオラマは、糸魚川市の各施設の中で誇りの持てる施設であると思っている。その辺を考えると、今後の整備費用、それから様々な諸費用がかかっているということを考えれば、料金をもう少し上げてよいのではないかとこの意見に対し、米田市長より、当初はどのような評価をいただけるかなど、不安な部分があった。そういう中で、多くの方々から新幹線駅を訪れていただけるようなものを造っていかなくてはいけないと、この施設を設置した。評価については、マニアの方から非常に好評であるため、今後もどういう形でやっていけばよいかというのは、おいでいただける方々からも、やはりメンテナンスが必要であるということはお分かりいただけるだろうと。専門家の方ほど、そういったことに対しては関心が高いと思うため、マニアの方や専門家の方々の意見を聞く中で判断していきたいと思っていると答弁がありました。

委員より、カメラカーにドローンのカメラを転用したという話について、総務省に問い合わせたということだが、転用の仕方、その詳細を含めて総務省に確認しているかとの質疑に、担当より、内容について細かく、どのように分解して転用したかという内容も含めて、電話で相談したつもり

であると答弁がありました。

委員より、カメラを転用することに問題がないということだが、鉄道ファンの中には、あれはまずいんじゃないのという人もやっぱりいる。そういうところをしっかりと潰していかないと、このディディエフが、来年の10月31日まで期限を設けて修繕に当たるとなっているが、ディディエフがそういうような状況を分かってやっていたらよいが、ただ単なる転用ということで法律に触れるようなことになれば、行政としても大変なことになりますし、それを認めた委員会も大変なことになるため、今後、時間的には余裕がありますので、そういうこともつぶさに検証しながらやっていかないといけない。いま一度、そこを確認していただきたいとの質疑に、担当より、ディディエフからのデジタルカメラの提案としては、ドローンからの転用ではなく、最初からデジタルカメラのユニットを使って、一から技適を取る。技適というのは、技術基準適合証明のことであります。一から技適を取る形で開発を行っている。よって、技適をしっかりと取ることが可能であれば、そのような心配はないものだというふうに思っていると答弁がありました。

委員より、今後、カメラの調整をかけるということだが、もしそれが履行されなければ、また損害賠償という形で請求するということを明確に言っているが、現地を見て思ったのは、カメラの台数とモニターの台数を減らして運用するなど、一番のポイントは、利用者がやはり糸魚川の鉄道ジオラマにすごく期待されていると思うので、安心して楽しめる環境を早く提供してもらいたい。その点について、市として現状をどのように捉えているのかとの質疑に、担当より、今回の契約については全てデジタルに替えるという仕様である。ディディエフからも、全てのものをデジタルに替えるという約束をしてもらっている。したがって、追完請求の結果をもって、改めて運用方法を検討していきたいと答弁がありました。

委員より、スタッフ全員が、この鉄道模型とか鉄道知識に造詣が深い方をそろえてほしいとは言わないが、やはり全国各地から来られる鉄道模型のファンの方としっかりコミュニケーションを図ることができる方を、複数人スタッフとして配置してもらいたい。元ジオラマスタッフの対応について、丸く収まったような説明があったが、先日、その方から一連の流れの中で自分が受けたパワハラについて、しかるべき措置を取りたいというような話を直接聞かせていただいた。そういう情報というのは、ちゃんと行政のほうには入っているのかとの質疑に、担当より、以前、副市長と共に元スタッフの方と懇談をさせていただいた。その際には、まだディディエフ社と社長に対しての不信感というのをもちであったと、そのように聞き取っております。ただ、そのときには、今のところ先方と会う気持ちはないとお話をされており、とにかく今は、ジオラマの施設が元のように戻って、多くの皆さんが楽しめる施設としてもらいたいとの話であったため、現在、設備のほうを改善に向けて取り組んでいるところであると答弁がありました。

委員より、9月にその元スタッフの方と話をした際には、ジオパルの環境がよくなればよいという、そういうお話の内容であった。しかし、最近またその方とお話した際には、少し様子が変わっていて、最初はジオパルがよくなればという思いであったが、時間の経過とともに少し考えが変わってきた。やはり、しかるべき措置の手續、そういったものをしてほしいという話を直接、お聞きした。以前とは状況が少し変わっているため、行政のほうでもしっかりとその辺のお気持ちを確認してもらえればと思うがとの質疑に、担当より、時間の経過とともにお気持ちが変わられたということであると思うので、また再度、確認したいと思っている。今後はどのような対応になるか分からな

いが、市としてもできる限りのことはやっていきたいと思っているとの答弁がありました。

委員より、ジオパルの職場環境の改善について、そもそも市が観光協会に委託して、観光協会の中であの施設を管理するというのに、そもそも少し無理があるのかなと思う。専門的な方を市が雇い入れるぐらいのことをして、あそこを管理してもらわないと、間に観光協会があることで、伝達にそごが出たり、後継者の育成であるとか、利用者への臨機応変な対応をしていくスタンスであるのであれば、そこに関わるスタッフの身分保障や、その後継者育成をしていかないと、今回のようなトラブルが今後も潜むのではないかと思う。運営体制自体をもう一遍考え直してもらいたいし、その元スタッフの方の知識、教養、経験値というものを早く伝承してもらいたいと思う。あの場所で本当に楽しんでもらいたいということを考えると、やはりマンパワーというものが非常に大事になると思っている。ジオパルの管理というものと、スタッフのお金と時間のかけ方というものを考えるいい機会だと思うが、いかがかとの質疑に、担当より、ジオパルは、今後2年で10周年を迎える。今後、全国にあるジオラマの博物館等を参考に、提言のあった運営方法や管理方法について調査研究を進めていきたいと答弁がありました。

また、井川副市長より、ジオラマのことからジオパル全体の話をしていただいたと思っている。委員の指摘の中で、やはり専門的な知識を持った人の配置は、やっぱり必要なんだろうというふうに思っている。そういった持っている知識をしっかりと伝承できる体制だとか、今の観光協会で本当にいいのかという指摘をいただいた。今後の管理体制の在り方、また、人員管理の話について、改めて研究したいと思っている。また、施設内の様々な表示についてもご指摘をいただいた。今後、全国の同様な施設を参考に研究したいと思うが、そういった中で、糸魚川市にとってよりよい方法があれば取り入れて、また見直しについてもしっかりと対応していきたいと答弁がありました。

委員より、今回、その元職員の方についても復活してもらおうような形のステージを用意するのも一つ、任意の形でいろいろな知識をいただくのも一つ、また、抜本的な管理体制を考えたときに、顧問とするなど、様々な対応方法を考えることも必要だと思う。専門業者と対等に意見をぶつけ合って、いいものを作っていくという体制であったり、トラブルが発生した際にも、発注者としてきちんと受注者に物申せる関係性というものをしっかりと確保していかなくてはいけないと思う。その辺のルールづくりについても、今回いい機会なので、きちり作ってあげればいいと思うが、いかがかとの質疑に、井川副市長より、議会で指摘いただいたその後の対応、また、今日の委員会の内容も含めて、いま一度しっかりと見直す時期であると感じている。特に多くの皆さんが来られた際に、気持ちよく利用ができる施設にしておくのは当然だと思うし、そこがかなわない部分があれば、業者に対して、しっかりと市のほうから指導する。そういった体制を改めて取れるように、今回、様々な提言をいただいたと思っている。しっかりと対応していきたいと答弁がありました。

このほかにも多くの意見や質疑がありましたが、報告は割愛いたします。

次に、ガス・上下水道事業の官民連携については、担当課より、令和4年度の官民連携可能性調査の振り返りを兼ね、その概要から説明を受けた後、令和5年度の官民連携検討の経過について、資料を基に説明を受けております。

委員より、今後、必ずこの官民連携を実施していかないと、糸魚川市の今後はないと考えるべきなのかとの質疑に、米田市長より、水道、ガス、下水道は、市民生活のライフラインである。現在は、全て行政での運営が可能となっているが、後は行政職員が不足していくことが予測される。

そういった中で、民間であれば、創意工夫により新たな仕事を生み出したり、また、企業再編などにより、柔軟に対応できる部分も多くなると考えられる。まだ多少余裕のあるうちに、このような計画・改革を再編していかなくてはいけないと思っていますと答弁がありました。

委員より、今後の人口減少等を考えたときに、料金収入がこれから非常に厳しくなる。その中で、例えば水道、ガス、下水道事業を広域的に自治体が連携を図ってやっていくという考えもあるように聞いているが、新潟県として広域化というような考え方や指導というものはあるのかとの質疑に、担当より、3年ぐらい前に県の指導によって県内事業者が一堂に集まり、水道、下水道の広域化について検討している。その計画を取りまとめたものが、今年1月及び3月に新潟県から広域化推進プランという形で公表されている。その中で上越圏内では、糸魚川市、上越市、妙高市で様々な検討を行ってきたが、距離的な問題や経営的な問題があり、今回の計画の中には、具体策が盛り込まれなかった。現状では、技術研修等の共同実施であるとか、災害時の支援といったことが広域化、共同化としてまとめられていると答弁がありました。

委員より、地元業者に説明を行った資料にあるが、どうであったかとの質疑に、担当より、地元業者の説明の中では、連携先の民間事業者の中に入って、一緒に事業をやりたいという地元業者はほとんどおらず、ほかには、今行っている工事を地元業者に任せてもらいたい。また、将来が見通せない中で、事業を継続できるか不安を感じているという声があったと答弁がありました。

委員より、視察をした小諸市では、水道事業を受託している民間事業者は、そもそも大企業なのかとの質疑に、担当より、代表企業は水道・下水道事業を主に行っている大手企業で、もう1社は、準大手クラスの企業であると答弁がありました。

委員より、この話が進んだ場合、料金についてはどうなるか、今行政がやっているから料金は非常に低料金となっていると思う。しかし、民間参入となれば、会社として、やはり収益を考えていくだろうし、その辺については非常に不透明な部分がある。それについてはどのように考えているかとの質疑に、米田市長より、全て民間に任せるわけではなく、公共料金については行政が関わり、安心・安全で、そして、なるべく低料金で生活ができる環境をつくっていかなくてはいけないと思っている。それには、どのような形で民間事業者へ任せていけばよいのか、さらに検討していかなければならないと思っていますと答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛いたします。

長時間の報告となりましたが、以上で、建設産業常任委員会の所管事項調査についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

おはようございます。

ただいま詳細なご報告ありがとうございました。何点か確認をさせていただきたいと思います。

まず、権現荘のほうでございます。権現荘の譲渡ということでの報告でございまして、そもそもこの譲渡というのは、どういう行為なのかです。通常、譲渡と言えば、その建物、あるいは土地、備品、様々なそこについている権利関係、これらを譲るということになろうかと思うんですけども、今のご報告を聞きますと、どうもそういう形ではないということなので、議論された範囲で結構でございまして、その点について、もう一度確認をさせていただきたい。

それから、これは私の考えですが、こういう機会には、いわゆる行政が持っている大変な営業的な施設、つまり収益のない収益施設等は、処分をしていったほうがいいのか。市有財産の処分ということになろうかと思っておりますけども、その点については、議論はなかったのか伺いたいと思います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

質問にお答えしたいと思います。

まず、権現荘の譲渡のところ、今の土地、備品等を譲るのは、田原議員のほうから見るとちょっと違う形ではないかというご質疑でございました。まだ優先交渉者というところに今回の協議題のポイントがございまして、まだその中身についてのことも不明確な状態になると。まず、これから交渉していくということなので、ただ、今回は、行政側の言い分と、あと相手会社の言い分を、できるだけ資料としてまとめて出したものであって、田原議員のご指摘の譲渡の形云々についての議論は、委員会の中ではなかったというふうに認識しております。

もう一点の行政が持っている収益施設は大変ではないかと、処分していったほうがいいんじゃないかということでありましたが、その譲渡についての今、形を協議・検討したものでありまして、そういった、何ていうのかな、処分すべきとか、すべきでないとかという議論にはなっておりませんので、その辺もご了承いただきたいと思います。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ありがとうございます。

重ねて伺いたいんですけども、今の契約といいますかね、交渉の条件等を伺っていると、指定管理とどこが違うのかなと。行政からの支援が一定期間あるとか、それからリスク分担とは違うかもしれないが、そういうような形を盛り込んで交渉されているのではないかと。となると、それは譲渡と言わずに、いわゆる指定管理なんじゃないかなというふうに思うので、また今後の委員会での議論があれば、伺いたいと思います。

それと、もう一点、仮にこちらの企業に譲渡された場合にですが、この営業の権利というようなものが発生しないのか、そういうのが法律上どういうものかは、私も詳細は分かりませんが、営業を我々やってるんだからということで、何かそういった権利が発生して、後々トラブルにならない

のかということをご心配していますが、その点に触れた議論はなかったのか。

それから、こちらの業者さんが、宿泊事業者の資格をお持ちなのかということの確認ですか。すいません、3点ほど申し上げましたが、確認をさせていただきます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員のご質問にお答えします。

まず、契約の中で指定管理と同じような内容ではないか、リスク分担等の中身はどうかというご指摘でありましたが、全くその指定管理という言葉すら委員会の中では出ておりませんので、行政の説明を受けて、そのまま質疑をされたものと思っております。

また、2番目の企業への契約後の権利についてであります。委員の中からは、やはり譲渡した後、倒産した場合にどうなるのかとか、また、何だっけな、ちょっと記憶にありませんけども、そういった質疑はあったんですが、それについても行政側から、これからの交渉の話となるので、ただ、慎重に調査をし、また、委員会のほうにも随時、適宜報告をしまいたいというお言葉をいただいております。

最後は、宿泊業云々は、先ほど私の報告の中でも多分、全員協議会の中で宿泊業に関連した方が経営されてるという話から、その高橋さんという方が、アッサンではなく別の会社で宿泊業の役員をされてるということでノウハウがあるというようなことは確認されておりますが、その宿泊業云々に、さらに細かい質疑というものはなかったというふうに思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ありがとうございます。

もう一点お聞かせください。鉄道ジオラマのほうでございます。

私も非常に心配をしております。それで、先ほど運営の体制について触れておられました。こういった形がこれから望ましいのか、委員会の中でも十分ご協議されるものと思っておりますけども、やはり誰が主体となって、この鉄道ジオラマを運営しているかというところが抜けてたがゆえに、様々なトラブルと、それから、それによって、さらなる問題を起こしてきたということ、行政はどう捉えているのか。先ほど詳細にご報告いただきましたので、そこは結構でございますが、私を感じる、運営体制どうなのかなと思う1つの実例としては、皆様からの寄附をいただいた模型等々を展示・収蔵するところが手狭になったので、収蔵庫を増やしたいという声が現場からあったにもかかわらず、何年もの間、放置されているのではないかと私は捉えていますので、そういったことを一つ一つ現場の声をどのように具体的にしていくかというところが非常に弱かったと思うんですけども、そういったところ、委員会の中で、もし議論があれば、いま一度お聞かせいただけないでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

田原議員の質問にお答えします。

今ほど私の報告の中にもあったんですけども、まず、運営体制については委員のほうからも、委員会の中で、行政のほうに新しい体制づくりも含めて検討するようというふうに要望を上げさせてもらっておりますし、また、先ほどのいろんな寄附をされた模型であるとか鉄道関連グッズであることについても、手狭であるということ、過去の委員会等、また議会の中でもあったということ踏まえて、そういった収蔵について、また展示についても工夫が必要だというのは、委員のほうから意見が出ておりましたので、それについても行政側としては、運営を含めて検討していくというふうに委員会としては受け止めております。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにごいませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、質問をさせていただきます。

まず、やっぱり権現荘の件でございますが、保坂委員長はね、もう過去からずっと長い間この権現荘問題につきましては、いろいろ問題化されて、またそれを解決に向けて頑張ってきたんですけど、私も一緒になってやった、いろいろ追求してきた身としては、この権現荘の経営責任について、先ほど検証されたというふうなお話もありましたけど、これはやっぱりもう少し徹底的に考えるべきではないでしょうか。やはり過去を遡ると、赤字がどんどん、権現荘が持ってる基金というものがどんどん減って行って、このままでは赤字になるということから、外部からの経営者を入れて活性化を望もうということでありました。それが元小林支配人で、その中におけるいろんな不祥事ですとか横領ですとか、そういうようなことがたくさん起こったわけですね。それはやっぱり告発した1人としましてね、大きな問題であったと。

そして、その後、しかるにですよ、やはり4億円の大改修というものを打ち出して、あそこを閉鎖するか、4億円をかけて継続運営するかということで大変な問題だったんですけど、経営見通しはどうだっていうときに、米田市長はさ、その改修をすれば、年間2,000万円黒字にできるって試算でしたよね。その約束も全く果たされておりません。それどころか大きな赤字になりました。

さらに指定管理者を決定するに当たり、何社かが相談会場に訪れ、手を挙げる気配もありました。

しかし、その中から選ぶのではなくて、特命随意契約という、初めて聞くような名前で、糸魚川市が50%の株主である能生町観光物産センター、いわゆるマリンドリームに対して指定管理、それを決定しましたよね。しかも、その時点のマリンドリーム、社長は米田市長、あなたですよ。

こういったことによる経営責任については、はっきりと、権現荘の民間譲渡に当たり、はっきりさせるべきではないかと。

もちろん、保坂委員長がね、建設産業常任委員会の委員会の中で、その辺を問題にして動いてるのは十分分かりますが、もう少し徹底していただきたいと思いますし、だからこそ時系列を整理してやりたいという保坂委員長の気持ちも聞いております。大いに期待するものではあります、それはやっぱり今後、どう進めていくのか、お考えをお聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員の質問にお答えいたしたいと思います。

まずもって、権現荘のこれまでのいろんな経過等についての確認というものは、資料をもってさせていただきます。

ただ、議員ご指摘の経営責任という文言が、委員会の中では出てきておりませんでして、ただ、今、古畑議員がおっしゃられる、その経過の中でのいろんな問題点については、先ほどの報告の中でも申し上げたとおり、赤字・黒字の部分での背景も当然であります、努力事項と反省点ということをもう少し特記事項という形で明確にすべきというところは、委員会のほうから指摘させていただいております。

ただ、その経営責任については、また委員会のほうで協議した中で諮って、そういった部分まで突っ込んで議論するのか、あくまでも今回の譲渡に当たる総括として、何ていうか資料的にまとめたものにするのかについても、また委員会のほうで協議していきたいと思っております。まだこれ終わっておりませんので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

過去からの責任問題ということにつきましては、保坂 悟委員長は十分ご理解をされてるし、第一線でその辺の問題解決に向けてやってらっしゃった方なんでね、私はもうすごく期待してますし、これやっぱり一つ決着をつけなくちゃいけない問題ではあると思います。うやむやにしたまま民間に渡したから、もう知りませんじゃなくて、やっぱり議会として、また委員会として、しっかりと審査をして、その責任問題にまで言及をしていただきたいと思っております。

それから、権現荘の民間譲渡であります、今ほど田原議員からもご指摘あったように、二億何千万もつけてやってしまえばね、今までの指定管理となんら関係ないじゃないですか。譲渡というのは、譲り渡すってこと。これを再改修すると二億何千万かかりますよというふう、だったら、だったらこれもうやめましょうか。もうどなたかやりたい方いたら、そっちのほうに譲り渡しましょうというのが民間譲渡だ。いわゆる旧民家を買って、買うまでです。その後、旧民家をリフォームして、どういうふうを活用しても、そこを買われた方の勝手であります。だから、今回の譲渡契約

は、いやこういうもんなんですけどどうですかと、じゃあ分かりました。後はやらせてくださいというところでやる。そこに何億円もつけてやる必要ないでしょう。

でだ、さっき指定管理者ではないと、そんなつもりはございませんと言ったね。ということはだ、民間企業に対してさ、特別に融資する。もしくは特段の配慮をするということになるんだよ。だから行政が、要するに市民の税金をつぎ込む理由はないんですね。それは権利問題なんかいろいろ言われますけどもだ、譲ったんだから、もらったのは俺のもんだって言われてしまえば、そこまで。

でね、今回の件を疑うわけではないですが、過去にはそうやってゴルフ場だとかスキー場だとか、経営させてくださいと出て、潰れたからつつて、産廃、そういうゴミ捨て場だとか、そういうものにしたっていう例もたくさんあります。バブル弾けた頃なんか、そういう話がざらにあって、そんなものを造る計画じゃなかったのにとということで、行政責任問われたりもしております。

だから、この譲渡に関しては譲渡、その後の、先ほどもありましたが、経営が破綻した場合の取扱いみたいのもしっかり、勝手に売買できないようにするというふうに仕組みをやっぱりつくらないと、非常に危ないです。その辺も大事。造ったものは、市民の税金によって建設したわけですからね、たくさん補助金も入ってる。だから、そういうことにつきましては、釈迦に説法ではございますが、注意深くやっていく必要があると思います。

委員会としては、その辺の件につきましても、1月か2月に詳細が決定したら、すぐにご報告しますっていうけど、3月議会で決定するんですかね。すると、わずかなんですよ。この譲渡の問題、向こうの言い分だけ伝えますと言って、こっちの考え方は言わない。それは1月か2月に言うということは、そのまま3月議会になだれ込む形になりますね。委員会としては、もちろん委員長はその辺はお気づきでしょうか、お聞かせください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

まず、譲渡についてでありますけれども、まだ、先ほども田原議員にもお答えしたとおり、まだ本当に交渉の入口ということで、そういう譲渡についての詳しい話については特段ないと。ただ条件提示があったということでもありますし、あと、先ほどちょっと指定管理でないというのは、私も言ってませんで、ただ、委員会の中で指定管理のことは、田原議員のほうからご質問があった指定管理という言葉が、委員会の中で出てこなかったということでもあります。

それから、過去のゴルフ場だとかスキー場のいろんな問題について、これ今回ののは大丈夫なのかという質問の仕方はありませんでした。

ただ、報告にもあったとおり、やはり外資系の会社であるだとか、あと倒産した後の、何ていうのかな、その対応についてだとかは、やっぱり事前にしっかり調査した上でやるべきだということは確認されております。

それから、1月、2月の報告というのは、行政としては3月に向けて調整を図っていきたいという趣旨のご説明がございました。

ただ、委員会とすれば、そういった中でもやっぱり不安に思っておられる委員もおられますし、

当然、全員協議会等でも、そのときは会社名も出ておりませんでしたので、非常に不安があるような状況があったので、その点についてやっぱり適宜、委員会のほうに報告いただくということで、委員会の中では1月、2月という言葉を明確にして、行政に要請をした。

ただ、行政のスケジュールどおりに進んだとすれば、当然3月のときには議員の皆さんのほうに、それなりに報告と、またそれが議案として出てくるのかちょっと私分かりませんが、そういった手続に入るんだらうというふうな認識でおります。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

そういう条件闘争につきましては、条件の論議にしましては、キャッチボールになると思うんですね。こういうふうな条件をいただきましたけど、市としてはこう考えます。じゃあ今度、向こうのほうだって、その条件が通らないならやめる。もしくはその条件で飲み込む。やっぱり交渉事というのは時間がかかるんですね。キャッチボール、これを水面下でもう決まってるとかというんじゃない限り、その辺は注意深くお願いします。

それから、温泉の管理については、市の持ち分で、何かいびつな格好になってますね。温泉旅館で一番大事なものは温泉ですよ。今度その温泉についてもさ、普通ね、泉源ってものがあって、温泉旅館は、その泉源の管理から、もしくはお持ちの方からお湯を買うんですよ。そういう条件にちゃんとなっているのかどうなのか、ちょっとね、そこら辺が、交渉の中でも甘い問題だろうとつくづく思いました。もちろんこれからは、それを念頭にやっていたいただければ、審査していただければいいと思いますよ。

それから、ジオパルの件につきましてはね、現地視察していただいたり、長時間の論議を交わしてくれたり、また専門的知識をお持ちな議員さんもいらっしゃいますので、ご苦労さまというか、よくやってくれましたと思います。

それから、パワハラ等についてのね、やっぱり被害者の方にやっぱり寄り添った形の中で、やっぱり審議を進めていっていただきたい。行政側に対しましては、ディディエフ側の言い分ばかりを議会に言うのではなくて、先ほど話もありましたけど、ちゃんと専門的知識を持ってる方々、もしくは今回のそこがおかしいと指摘されてる方々交えて、その方々が納得するような形の懇談会なり研究会なり、調査会などもやはり開催すべきだと思います。

この件につきましては、私からの要望でございますので、また、保坂委員長の委員会運営の中で、ぜひ反映をしていっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり了承することに決しました。

○議長（松尾徹郎君）

ここで、暫時休憩いたします。

再開を11時半といたします。

〈午前11時23分 休憩〉

〈午前11時30分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

市民厚生常任委員会では、12月8日に所管事項調査を行っておりますので、その主な内容について、ご報告いたします。

調査項目は、糸魚川市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）についてと、第7期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）についてであります。

まず、糸魚川市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）については、担当課より、介護保険事業計画は3年に一度見直しされており、令和6年度から第9期計画が始まるに当たり、将来の人口推計や高齢者へのアンケートを実施して、老人福祉法に基づく老人福祉計画と介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定を進めている。被保険者数の推移と将来推計について、第1号、第2号被保険者ともに減少傾向で、要介護認定者数の推移について、計画期間は2,950人前後で推移する見込みだが、団塊の世代が85歳以上になる令和17年度にかけて緩やかに増加し、その後、減少に転じる見込みとなっている。アンケート調査では、地域活動への参加状況について、地域活動への参加頻度が高い人ほど健康感や幸福度が高く、生きがいのある方の割合も高い結果となっている。今後、在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスに関する設問では、移送サービス、外出動向が高い割合である。在宅サービスを利用できていない理由別では、「本人・家族が利用を拒む」が最も多く、次いで、「市内にサービスがない」が続いている。第8期計画に掲げた評価指標等を基に、達成度をAからEで評価しており、新型コロナウイルス感染症等の影響により、全体としては60から80%のB評価が多くなっている。計画の基本理念は、

第8期から引き継ぎ、2025年の地域社会の姿を3つ位置づけており、基本目標として6つの目標を掲げており、このうち、自立支援・介護予防・重度化防止の推進では、地域包括支援センターの再編や機能強化のほか、通いの場の充実や保健事業との一体的な取組による介護予防の充実を推進するなど、基本目標ごとに具体的な施策を位置づけている。介護保険料の見込みについては、第9期保険料は、これまでの介護保険事業特別会計の余剰金を積み足した介護給付準備基金から1億8,900万円を取り崩し、保険料に充当すると第8期と同じ基準月額である5,400円となる。なお、現時点で国から次期介護報酬の改定内容が示されていないため、基金からの取崩し額や保険料額は、今後変動する可能性があるが、基金が多額となっていることから、これを活用することで、第8期と同じ5,400円を上限に、基準月額を定めていきたいと考えている。また、保険料は、収入や世帯の課税状況等により区分されており、現在、糸魚川市では10段階としているが、第9期においては、国が標準的な段階区分を13段階に細分化した上で、収入が多い方の基準月額に対する乗率を上げて、収入が少ない方の乗率を下げる旨の改正を行うこととしていることから、本市においてもこれに基づき、段階区分を設定したいと考えている。計画策定に係る今後のスケジュールは、本委員会後、今月下旬と来年2月には介護保険運営協議会を開催し、来年1月からパブリックコメントにより、計画案について広く意見を求めることとしており、意見等については、3月定例会等で報告する予定としているという説明がありました。

委員より、サービスの受給率についての質疑があり、サービス受給率については、サービスの利用者を第1号被保険者数で割った数字であり、糸魚川市は他市に比べ、介護認定者の割合が低い状況にあり、それによって受給率が低くなっている。フレイルや認知症に関する相談窓口、地域包括支援センターの認知度が低いのは、アンケートの対象者が、介護認定等を受けていない一般の高齢者の方ということで、介護に直面しないと考えにくいものであることが、このアンケートの結果でも見えてきており、一般の高齢者には身近な問題として考えられない方が多いのではないかと考えている。ただ、いつどのような状況になるか分からないので、フレイル予防を切り口に、次期計画の中でも介護予防は、地域包括ケアの深化という目標の中で、まだ介護に直面していない方々にも意識を向けていただけるように進めていきたいと考えているという答弁がありました。

介護職の処遇についての質疑もあり、介護報酬をアップして処遇改善をしていただきたいという思いはあるが、国のほうでは、介護報酬のアップによる介護保険料の上昇を抑制するという狙いもある。ただ現状では、やはり介護従事者を確保していくには一定程度の処遇が必要だと思っており、現状で取り得る対応として、国の負担割合を上げていく中で、しっかり介護人材を確保するための報酬や処遇を改善していくことが必要である。そのためにも、国の負担割合のアップを要望として上げており、今後も引き続き求めていきたいという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

次に、第7期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画・第3期障害児福祉計画（案）については、担当課より、計画の位置づけは、それぞれの根拠となる法律に基づき、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画を一体的に策定するもので、親しみやすい計画とするため、名称を「糸魚川市ささえあいプラン」として、計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間としている。本市における障害者の状況及び地域ニーズについて、身体障害者手帳の所持者は、人口に対する割合は横ばいで推移しているが、療育手帳所持者の割合は微増、精神保健福祉手帳所持者の割合は増加傾向

である。これは、発達障害による手帳の取得者が増えていることも一因と分析している。本計画の策定に当たっては、地域自立支援協議会や各専門部会において、第6期計画の成果や課題などを洗い出し、施策に対する評価等を行ったほか、障害者団体等へのグループインタビューや市民アンケートを行った。障害者計画は、当市の障害施策の基本的な事項や理念を定めており、第6期計画の成果を踏まえ、第7期計画は、基本方針を障害者（児）・家族・支援者・市民、みんなが笑顔で暮らすことのできる地域共生社会の実現とし、7つの施策の柱を設定し、体系的に施策を推進する。障害福祉計画は、障害福祉サービス、地域生活支援事業に関する実施計画に当たるもので、障害者総合支援法の規定に基づき、障害福祉サービスなどの提供体制や自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、国の基本指針に即し作成するもので、第6期計画で設定した成果目標は達成している。サービス支給見込み量の算定の考え方は、第6期計画の評価、ニーズ調査結果により洗い出された課題を踏まえ、利用人数の実績や平均利用時間などから算定することを基本としている。またグループホームの整備など、計画期間内に想定される新規事業所の開設や法律改正に伴う制度なども見込んで算定している。障害児福祉計画は、障害児への福祉サービスに関する実施計画に当たり、国の基本指針に基づく数値目標をこれまでの実績や地域の実情を踏まえて設定しており、第2期計画の成果目標は達成している。計画の推進に向けてでは、地域自立支援協議会を中心に関係機関が連携し、市全体のサービス資源の向上につなげていく。計画策定に係る今後のスケジュールは、本委員会後、1月にはパブリックコメントを行い、その対応については、3月市議会定例会で報告する予定としているという説明がありました。

委員より、発達障害の状況についての質疑があり、具体的な発達障害の内容分類等については手元に数字を持っていないが、相談を受ける際の傾向としては、学齢期から大人になる頃にかけて、手帳がないと福祉の制度を活用して、例えば就職や何かのサービスを受けることが難しくなるために、手帳の取得につながっていると捉えている。発達障害と精神障害の方もそうだが、福祉の関わり、療育という関わりだけでなく、医療も絡んできているものなので、医療がどう見立てるかという中で、医療との連携も持ちながらケアというのが必要かと思う。今、国のほうでも障害サービスの対象者の定義が緩やかになっていて、医療の診断等を設けず、児童福祉法での対応もあるので、そういった広い目で皆さんに理解をいただきながら、必要な医療サービスやケアを進めていければと思っているという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上で、市民厚生常任委員会の所管事項調査について報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件については、委員長報告のとおり了承することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって本件は、委員長報告のとおり了承することに決しました。

日程第3．議案第86号、同第87号及び請願第3号

○議長（松尾徹郎君）

日程第3、議案第86号、同第87号及び請願第3号を一括議題といたします。

本案については、休会中、総務文教常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました関係部分については、12月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

審査の結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、議案については原案可決、請願第3号は不採択であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、委員より、賃金の全体の引上げを促す意味でも、一般職の職員の部分まで反対する気持ちはないが、物価が全体的に上がってきて、市民生活が苦しい中、お手盛りで理事者や議員の報酬を上げる形はどうかとの質疑に対し、市長より、なかなか判断は難しいと思うが、これまで新潟県の人事委員会に準拠してきたわけで、そういった形で一定のルールというものの中で行っていると答弁がありましたが、委員より、コロナ禍が終わって、ゼロゼロ融資の返還が入ってきたり、景気が上向いてこない。一般企業にしても、給料は今までどおりというところもある中、難しい話ではないかという意見がありました。

また委員より、国の総合策の中で、国が目指そうとする公務員の働き方の部分も一緒に伝えてほしいかどうかという質疑に対し、担当課より、人事院勧告とすれば、人材の育成、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境整備、誰もが活躍できる職場づくりについても勧告がなされており、取り組む考えであるという答弁がありました。

質疑の後、討論が行われ、一生懸命働いて、苦しい市民から頂いた税金で、特別職と議員のボーナスを上げることには反対という意見、社会情勢によって今回は引上げとなったが、しかし、逆に引下げの場合もある。それを踏まえて賛成するなどの意見がありましたが、起立採決の結果、賛成多数で可決となりました。

このほかにも多くの質疑がありましたが、報告は割愛させていただきます。

続きまして、請願であります。

請願第3号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願につきましては、再審請求が通るまですごく時間がかかる状況であり、判決が下ったとしても人格は認めるべきである。また、民主主義国家において、法に瑕疵があるのであれば、改善を求めていく必要があるという賛成の意見、一方、冤罪はあってはならないことだが、最高裁判所や法務省、弁護士団体などの関係団体で、この課題について協議が行われている中で、請願者が求めている検察の手持ち証拠の全面開示、不服申立ての禁止などは、一地方議会がそういう法律的な部分に関与していくのは少々難しい、なじまないのではないかという理由により反対という意見などがあった後、起立採決の結果、起立少数で不採択となりました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

古畑浩一議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。〔17番 古畑浩一君登壇〕

○17番（古畑浩一君）

それでは、議案第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をさせていただきます。

反対の立場で討論をさせていただきますが、最初に言っておきますが、これは一般職の給料一部改正に反対するものではなく、むしろ民間企業のベースアップへの起爆剤になっていただきたいと、職員に関しては賛成するものですが、本議案の中には、特別職、いわゆる市長報酬、議員報酬のベースアップも含まれております。私は、特別職を除いた部分修正案、減額補正の提出を望みましたが、議案の審査に当たった総務文教常任委員会の審査では、加藤康太郎議員、渡辺栄一議員、伊藤麗副委員長の賛成で、委員会審査可決となり、部分修正を断念し、議案に対して反対するものであります。

国においても、岸田総理をはじめとする特別職の給与に関する法律が可決し、国会議員のボーナスも含め増額となり、国民が度重なる増税や物価高、社会保険料や年金の負担増で苦しんでいる中での増税とはどういうつもりなのか。身を切るどころか税金で自らの懐を肥やそうとしている。ふざけるななどと、大なる不満が寄せられております。ましてや、国民の負担増を強いているにもかかわらず、国家機密費の分配やパーティー券による裏金づくり問題など、全くの言語道断であります。

糸魚川市においても、同じであります。人事院勧告に従うなどは一般職の話であり、政治家であ

る特別職は、自らの判断し、決断し、そして辞退すべきなのです。その際、個々の議員単位では寄附行為に当たることから不可能で、議会全体で修正案を出す必要があるのです。

人口4万人を割り込み、40%を超す超高齢化社会、少子化にあえぎながら、さらには人材不足に苦悩し、コロナ不況から立ち直れないサービス業界などなど、市民生活は困窮しております。さらに、官製談合事件に揺らぎ、当初予算に匹敵する予備費の充用、市長選挙に関わる副市長の公職選挙法違反など、近年でも問題が多発し、責任を自覚するならば、とてもじゃないがボーナスを増額してくれなどと言えるわけがなく、増額どころか全額返納すべきだと考えます。

議員として、同じであります。官製談合関連の決算や積算根拠の曖昧な議案を認めるなど、行政監視という責務をないがしろにし、イエスマンに徹する議員に政治不信が高まっております。このような議員にも、ボーナス増など認めるわけにはいきません。

さらに、0.1%の増額などわずかな金額と思っているでしょうが、市長で9万4,000円の増の165万250円であり、議長は4万4,500円、じゃないわ、4,505円の77万8,837円、議員で3万4,500円の増で60万3,750円となります。これは単純に、対前年度0.1%の金額増ではなく、月額月収プラス月額15%を加算し、これに従来は1.65月を掛ける計算でありましたが、ここに0.1%を加増し、1.75月を掛けることで算出され、この金額となっていくわけであります。低い掛率に惑わされず、実数で見れば大幅な上げ幅となっております。

この後も美辞麗句を並べ、もっともらしい賛成討論があると思いますが、そもそもこの財源は、市民の血税であり、市民が生活苦にあえぐ姿を尻目に特別職が増収するなど、絶対にやるべきではありません。政治家たるもの、目先のデータではなく空気を読むべきで、市民の反感を買うようなお手盛り増額はやめるべきであります。でなければ、市民目線で市民のそばに立って、行政を進めますなどの常套句も選挙のときだけだと、そしりを受けるでしょう。みんなで渡れば怖くないなどの無責任な発想を捨てて、一人一人が市民の皆様の声に耳を傾け、市長より市民に顔を向ける、空気を読む議員になられんことを切に願って、反対討論といたします。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

行政の提案理由では、新潟県人事委員会の給与勧告に準拠したいためとあります。給与勧告は、物価高騰や時給の引上げ等の社会情勢を専門的に分析し、客観的に公務員の給与の基準を定めております。これまでも、この根拠により、一般職員並びに特別職、市議会議員の給与についての増減を判断してきたと理解しております。

市議会議員においては、改めて言うまでもなく、日々、市民の声を聴き、現場を見て、先進地の

調査を行っております。それらの結果として、今夏の猛暑と干ばつの被害を受けた稲作と畜産農家に対する支援や、コロナ禍における飲食店等への緊急支援などは、市議会から行政に対して強く要請し、実現したものと思います。また、市民相談により、行政が気づかないところに提言を行うなど、市民生活の改善を推進しております。

ただ、このような市民に寄り添った議員活動においても、物価高騰の影響があります。例えばガソリン代、自動車の維持管理代等も物価高騰の影響がございます。議員報酬や政務活動費等については、報酬審議会の答申を受けて決定しております。今回は、増額の改正となりますが、人事委員会の給与勧告に沿った形が、今回は妥当であるかというふうに考えております。

また、私個人としましても、市民に対して、議員の活動量で応えていくべきと考えており、より一層、市民の声に耳を傾けることを約束して、議案の第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、賛成したいものと思います。

それから次に、請願第3号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、反対の立場で討論をさせていただきます。

まずもって、冤罪はあってはならないことであります。そして冤罪は、重大な人権侵害であることは、誰もが思うところであります。

ただ、立法は、国会の専権事項という観点から、地方議会で判断することは非常に難しいことと考えます。まして請願にある改正項目の3点のみで、全ての冤罪が解決するとは到底言い切れないと思います。

したがって、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会、検察庁等が、過去の様々な事例を教訓として、冤罪をなくすように積極的に検討し、慎重かつ正当な裁判が行えるようにすべきと考えます。つまり、具体的な改正項目に触れることは、あえて慎むべきとの考えから、この請願については反対するものであります。

議員各位におかれましては、これについて反対に賛同をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの2点の討論をさせていただきました。

○議長（松尾徹郎君）

討論の途中ですが、議事の都合により、ここで暫時休憩いたします。

再開を1時といたします。

〈午前11時57分 休憩〉

〈午後1時00分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き会議を再開いたします。

午前に引き続き、討論を行います。

次に、新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、反対討論を行います。

反対なのは、議案名の「等」に入っている市長等特別職と議員の関係部分であります。糸魚川市特別職の職員の給与に関する条例の第3条第1項第3号後段中、100分の165を100分の170に改める。糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の第9条第2項各号列記以外の部分中、100分の165を100分の170に改めるという部分であります。

現在の糸魚川市の経済状況を考えれば、新型コロナウイルス感染症の山を越して、ようやく人が動き始めたという状況ではないかと思えます。官製談合事件の第三者委員会の報告から、まだ2年を経過していないのもあります。特別職と議員の期末手当をさらに引き上げる、アップするような状況には、まだないのではないかと思えます。それよりも、正職員以外の職員の待遇改善等を考えていただいたほうがよいのではないかと思えます。

以上の点から、本案について反対するものであります。

次に、請願第3号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願について、賛成討論を行います。

請願の趣旨は、6点あります。

1、冤罪事件では、長時間にわたる取り調べに耐えられず、やってもいないことを自白してしまうケースが多い。その自白だけが決定的な証拠として採用され、自白しているからと有罪とされるケースが多い。

2、冤罪被害者を救済する手段は再審しかないが、毎年50件前後の再審請求が行われているが、ほとんど認められていない。

3月20日に東京高裁が袴田事件の再審開始決定を維持し、死刑判決の根拠とされた証拠について、5つの衣類は捜査機関が捏造したものと認め、東京高等検察庁が最高裁への特別抗告を断念したことで、再審が開始された。

3、証拠が検察の手にあり、それを開示させる法律がない。2016年の刑事訴訟法の附則で、再審請求審における証拠の開示について検討を行うとあるが、まだなされていない。

4、検察による不服申立てが許されているため、裁判所の再審開始決定が出ても、検察の異議申立てと引き延ばしによって、再審が行われないまま獄死する例が出ている。

5、再審には新証拠が必要だが、新証拠の審理を行うこともなく、不十分なまま裁判を終結し、再審を否定するような判決が出されることが多いので、新証拠の審理を十分に尽くせるよう、再審裁判のルールをつくる必要がある。

6、現行の刑事訴訟法の再審規定は、ほぼ大正時代の刑事訴訟法のままであり、再審における証拠開示制度の確立、検察の再審に対する不服申立てを禁止することです。

それらを前提に、1、再審における検察手持ちの証拠を全面開示すること。再審です、再審の場合。2つ目、裁判所の再審開始決定に対する検察の不服申立ての禁止。3、再審における手続を整

備し、ルールをつくるの3項目を要請し、国に意見書を提出していただきたいというものであります。願意妥当と考ますので、本請願に賛成であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、利根川 正議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

利根川議員。〔1番 利根川 正君登壇〕

○1番（利根川 正君）

みらい創造クラブ、利根川 正です。

議案第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

現在、社会経済情勢や国際情勢が激変する中、行政の経営管理能力を高め、公務員組織の各層において有能な人材を育成することが不可欠であり、人材確保が大切です。

近年、少子化などにより、職員採用をめぐる環境の厳しさを増す中、受験者数の減少などがあり、また、特に技術系職員では、採用が難しい状況が続いております。より一層、多様な人材の確保に取り組む必要があります。そして、職員がやりがいを持ち、個々の力を最大限に発揮できるよう人事管理及びワーク・ライフ・バランスが実現できる環境整備が必要と考ます。

今回、新潟県令和5年度の人事院勧告の公告に伴い、本年4月分の給与等を調査した職種別民間給与実態調査による結果、民間給与との格差を埋めるため、初任給をはじめ、若年層に重点を置いた上で、一般職の給与月額を0.74%引上げの変更と、手当支給月額、正職員、勤勉手当、年間0.1か月の引上げ、再任用職員は勤勉手当、年間0.05か月引上げ、特別職、議会議員は期末手当、年間0.1か月値上げ、会計年度任用職員は期末手当、年間0.05か月引上げするものであり、併せて、令和5年2月に開催された糸魚川市特別職報酬等審議会の回答においても、今後、民間の賃上げが実現できるようになった場合には、それらを鑑みて報酬等に反映すべきと意見を付記されており、また、糸魚川市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例でも、期末手当に関する第9条第2号の適用については、100分の145から100分の177.5の間で、平成21年より、人事院勧告へ準拠に伴い、適宜、減額・増額の変更が適切に行われ、今回100分の165から100分の170とすることによる市議会議員の期末手当、年間3万4,500円、月額にして2,875円の増額分は、今日の社会情勢、物価高民間給与、他市との格差、また若い議員の活動等に総合的に判断して妥当と考ます。

よって、議案第86号、糸魚川市一般職の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、賛成と考ます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号、糸魚川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制

定についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第87号、新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、請願第3号、国に対し「刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書」の提出を求める請願についてを採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立少数であります。

よって、本請願は不採択とすることに決しました。

日程第4．議案第88号から同第92号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第4、議案第88号から同第92号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、建設産業常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました本案については、12月7日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第88号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定については、担当より、下湯川内センターの譲与に伴い、糸魚川市集会施設条例から下湯川内センターに関する規定を削り、所要の字句等を改めるものであるという説明がありました。

委員より、選挙の投票所になっているが、譲与することで投票所が遠く離れてしまうなど、市民サービスの低下や変化はないかとの質疑に、担当より、総務課及び地元と調整し、今までどおりご利用いただけるようになっていないかと答弁がありました。

次に、議案第90号、財産の譲与について（下湯川内センター）では、担当より、地元の湯川内自治会に対し、令和6年1月1日に譲与したいと説明がありました。

委員より、譲与前に、この建物の中の不具合等を修繕して渡すのか、またその金額を教えてくださいとの質疑に、担当より、トイレの洋式化について37万9,500円、シャッターの不具合について39万1,600円を修繕して譲与すると答弁がありました。

次に、議案第91号、市の区域内に新たに生じた土地の確認については、担当より、本年の3月定例会において、議案第19号として議会に議決をいただいたが、8月29日に原因者である新潟県から、面積に誤りがあったこと及び再度所要の手続を要することについて報告があった。これを受け、双方の諸手続に係る調整を行い、協議が整ったことから、改めて議決を求めるものである。議決済みの面積は734.74平方メートルであったが、正しくは736.17平方メートルであり、1.43平方メートルの増となる。誤りの原因は、面積を算出する根拠となる図面を取り違えていたためであるという説明がありました。

委員より、今回この面積誤りで、糸魚川市が何か不利益を被ったとか、取引上、何か問題があったかとの質疑に、担当より、数値の誤りということで、事務手続上の事務の手間があったが、具体的な不利益というのは生じていないと答弁がありました。

次に、議案第89号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第92号、市道の廃止については、若干の質疑がございましたが、特段報告することはございません。報告は、割愛いたします。

以上で、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第88号、糸魚川市集会施設条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第89号、糸魚川市特定賃貸住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第90号、財産の譲与についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第91号、市の区域内に新たに生じた土地の確認についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第92号、市道の廃止についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第5．議案第93号及び同第95号から同第98号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第5、議案第93号及び同第95号から同第98号までを一括議題といたします。

本案については、休会中、市民厚生常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に付託となりました議案第93号及び第95号から同第98号については、12月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第93号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、担当課より、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、出産時における国民健康保険税の軽減措置が講じられることとなり、所要の改正を行うものである。

軽減措置の概要は、子育て世帯の負担軽減と次世代育成等の観点から、出産予定月の前後に係る被保険者の保険税を軽減する。軽減対象期間は、単胎妊娠の場合は出産予定月の前月から4か月間、多胎妊娠の双子以上の場合は出産予定月の3か月前から6か月間である。軽減する保険税については、その年度に納める保険税の均等割額と所得割額から、軽減対象期間の月数相当額を軽減し、施行期日は、令和6年1月1日であるという説明がありました。

委員より、これ自体はいいことと思うが、事務的に非常に煩雑にならないかという問いがあり、妊娠が分かると母子手帳の交付に市役所に来ていただくことになるので、そのときに説明し、申請書を1枚出していただくだけで事務的に煩雑になる、もしくはお客様が煩雑になるということはないという答弁がありました。

このほか若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

議案第95号、令和5年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議案第96号、令和5年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）、議案第97号、令和5年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第98号、令和5年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）については、いずれも質疑はありませんでした。

以上、当委員会に付託されました議案についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありませんので、討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第93号、糸魚川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第95号、令和5年度糸魚川市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第96号、令和5年度糸魚川市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第97号、令和5年度糸魚川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第98号、令和5年度糸魚川市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第6．議案第94号及び同第99号

○議長（松尾徹郎君）

日程第6、議案第94号及び同第99号を一括議題といたします。

本案については、休会中、それぞれ常任委員会が開かれ、審査を行っておりますので、その経過と結果について、委員長の報告を求めます。

東野恭行総務文教常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

東野委員長。〔10番 東野恭行君登壇〕

○10番（東野恭行君）

本定例会で、当委員会に分割付託となりました議案第94号及び議案第99号については、12月11日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

企画定住課、財政課関係では、ふるさと納税事業について、委員より、返礼品に関わる費用は手数料を含め何割ほどなのかとの質疑に対し、担当課より、返礼品は寄附額の3割以内で、全て経費が5割以内という基準を守っていると答弁がありました。

子ども課関係では、緊急生活支援事業について、委員より、物価高騰対策として、子供1人につき1万円を支給することについて問う質疑に対し、担当課より、12月1日現在の市民の住民登録のある方に、市から確認書類を送付し、プッシュ式で周知を図っていきたい。また、希望される方には、確実に支給できるように取り組むと答弁がありました。

子ども教育課関係では、中学生海外派遣事業について、委員より、30人の選抜で参加するための資格は何かと公正性を問う質疑に対し、担当課より、英語検定4級以上、ジオパーク検定初級以上に合格していることが、参加資格であると答弁がありました。

委員より、ジオパークに縛られた事業となっていないかとの質疑に対し、米田市長より、ジオパークのみならず、教育水準においても素晴らしいものがあり、ほかの都市ではなかなか同等な研修先がない。しばらくは香港で続けていきたいと答弁がありました。

生涯学習課関係では、公民館管理運営の地区公民館管理運営委員会連合会運営費補助金について、委員より、公民館は営利目的の事業ではないのに、なぜ消費税がかかるのかとの質疑に対し、担当課より、委託契約という行為自体に消費税は必ずかかるという説明を税務署から受けた。補助金であれば、かからないということで、今後は補助金という形に変えたと答弁がありました。

このほかにも質疑がございましたが、報告は割愛させていただきます。

また、議案第99号については、特に質疑はなく、原案のとおり可決されました。

以上で、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟建設産業常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第94号については、12月7日に審査

が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

商工観光課、能生事務所関係では、担当より、7款1項商工費、シャルマン火打スキー場管理運営事業は、シャルマン火打スキー場の備品修繕料の増額補正であり、シーズン終了後の5月以降に行った圧雪車等の点検により修繕費がかさみ、10月27日の建設産業常任委員会で報告したとおり、シーズン前点検で判明した修繕費2,298万円を既決予算875万円に予備費1,423万円を充用して対応した。このときに支出した既決予算には、シーズン中の突発的な経費も含まれており、今回の補正は、既に執行している既決予算のシーズン中の突発的な修繕費用とする300万円を改めて増額したいものであると説明がありました。

また、繰越明許費の補正は、7款1項商工費、蓮華温泉駐車場整備事業について、蓮華温泉駐車場の利用台数増加に伴い、路上駐車が発生し、バスの運行に支障を来していること、また、利用者の安全面や道路管理上の問題もあることから、当初、単年度で整備を行う予定であったが、整備エリアの林野庁の保安林指定の解除に伴う審査に日数を要したため、本年度と令和6年度の2か年で整備を行う予定となったものであり、来年の秋頃、全体の完成を予定していると説明がありました。

委員より、林野庁の許可が遅れた理由は何かとの質疑に、担当より、保安林の解除について何か問題があったとか、市の申請に不備があつて追加提出したとかそういうことは一切ない。林野庁の審議、決裁、そういった事務手続の中で時間がかかったというふうに見込んでいると答弁がありました。

次に、農林水産課関係では、担当より、6款1項農業費、稲作振興事業（物価高騰対策）は、原料価格の高騰に伴う生産コストの上昇により、経営に影響を受けた農業者の負担を軽減し、営農の継続及び経営の安定化を図るため、資材価格の上昇分に対する支援を行うもので、補助対象者は、令和5年において、市内で30アール以上の水稲の作付を行った農業者で、730戸の農家を見込んでいる。補助額は、水稲作付面積10アール当たり2,000円である。今後、補助金交付申請の受付を開始して、1月以降、随時、交付決定を行い、3月までに補助金の交付を行う予定である。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費、団体営現年農地農業用施設災害復旧事業及び、県営現年農業用施設災害復旧事業は、令和5年9月、10月の豪雨災害により被災した能生地域54件の農地農業用施設の復旧費用である。財源内訳は、分担金、県支出金、農地農業用施設災害復旧事業債である。単独林業用施設災害復旧事業は、令和5年10月の豪雨により被災した青海地域、糸魚川地域の林道8路線の復旧費用である。現年林業用施設災害復旧事業は、令和5年10月の豪雨により被災した糸魚川地域の林道1件の復旧費用である。財源内訳につきましては、県支出金、林業用施設災害復旧事業債である。繰越明許費の補正は、11款1項農林水産業施設災害復旧費の3事業であり、先ほど説明した農地農業用施設災害復旧費及び林業用施設災害復旧費の工事費の追加について、全額を繰越対応いたしたいものであると説明がありました。

委員より、農業用資材の補助金について、なぜ30アール以上にしたのかとの質疑に、担当より、農林業センサスにおいて、30アールと年間販売額50万円以上というのが販売農家の定義とされている。販売農家を想定して、30アール以上にしたものであると答弁がありました。

委員より、この豪雨災害については、夏の高湿と渇水の災害に雨が加わったことで起きている。

来年の作付となる4月までに復旧は間に合うのかとの質疑に、担当より、復旧工事の工程として、今年度中に災害査定、そして契約まで行いたい。工事自体は雪解け後に早急に着手したいと考えている。小さいものは終わるが、大きな災害箇所については、もしかしたら秋頃になるところもある。そういった箇所は、営農者と相談しながら応急処置等を行い、営農に支障のないよう工事を進めていきたいと答弁がありました。

また、井川副市長より、10月28日の大雨で、市内の各地で被害があり、既決の予算で対応できるものは今やっている。今後、さらに必要になった場合は、補正予算、あるいは急ぎの場合は予備費の充用もあると思っている。その際は、議会、委員会に相談したいと答弁がありました。

建設課関係では、8款2項道路橋りょう費、道路除排雪事業は、市道等の機械除雪にかかる作業委託料約7億円を見込み、今シーズンの除雪に対応するため増額したいものであると説明がありました。

また、都市政策課関係では、2款1項総務管理費、生活交通確保対策事業は、市内路線バスを運行する事業者への補助金であり、燃料をはじめとする物価の高騰や利用者の減少により、欠損額が当初見込みより拡大したものである。えちごトキめき鉄道経営安定緊急支援事業（物価）は、えちごトキめき鉄道に対し、軽油と電力の価格高騰分を県と沿線3市が協調し、支援するもので、県と沿線市の間では5対1、沿線3市の間では、出資割合で負担額を算出している。

なお、えちごトキめき鉄道への支援につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源としていると説明がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛といたします。

以上で、議案第94号のうち、当委員会に分割付託となりました部分についての報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、田中立一市民厚生常任委員長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

本定例会初日に、当委員会に分割付託となりました議案第94号及び同第99号については、12月8日に審査が終了しておりますので、その経過と結果について、ご報告いたします。

結果については、お手元配付の委員会審査報告書のとおり、原案可決であります。

審査の過程における主な事項について、ご報告いたします。

議案第94号について、市民課関係では、担当課より、2款3項戸籍住民基本台帳費は、住民基本台帳法及び戸籍法の一部改正等に基づき、住民票及び戸籍の附票に氏名の振り仮名を記載することとなったため、電算システム改修委託料を増額補正したいものであり、住民票等コンビニ交付事業も同様の理由により、コンビニ交付の住民票等にも氏名の振り仮名を記載することとなったため、電算システム改修委託料を増額補正したいもので、財源は、全額が国庫支出金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金であるという説明がありました。

委員より、コンビニでも振り仮名を振るようになったということは、申請する手間が増えること

になるかとの質疑があり、コンビニ交付の証明書については、システム改修をした上で振り仮名を表示した証明書を交付するということになり、申請者にとって手間が増えるということはないという答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

環境生活課では、担当課より、4款2項生活環境費、鳥獣対策事業は、新潟市内で建設予定のライフル射撃場の建設に係る負担金64万3,000円を増額したいもので、整備主体は一般社団法人新潟県猟友会であるが、協議会の構成員である新潟県及び県内全市町村も応分の負担をして整備する。増額理由は、資材費や人件費等の高騰に加え、追加の安全対策が必要になったことなど、当初建設費1億3,200万円が、4,840万円増の1億8,040万円となった。増額となった4,840万円は、新潟県と猟友会が2分の1、残り2分の1を市町村が負担するもので、各市町村の算出方法は、均等割及び銃猟免許の所持者数による案分となっている。完成時期は、今年度中を予定しており、これまで県外の射撃場を利用せざるを得なかったが、今後は、県内で対応可能となるという説明がありました。

委員より、射撃の練習及び安全についての質疑があり、西蒲区巻に建設され、射撃練習の機会が得られる場所が確保され、ライフル銃の照準を合わせる作業も、この射撃場で行われる。所持については、警察のほうでしっかり調査され、この射撃場についての安全対策は、しっかり取って進められているという答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

福祉事務所関係では、担当課より、3款1項社会福祉費、障害者自立支援諸費は、令和6年度の障害福祉サービスの報酬改正に係る障害福祉システムの改修費用、障害者介護給付事業は、居宅介護や短期入所、生活介護などの障害福祉サービス給付費のうち、短期入所において、当初の見込みより重度の障害の方の利用が増えた分の増額、地域生活支援在宅福祉サービス事業は、6月に事業所指定を受けた放課後等デイサービス事業などを行う「ほっぷ・すてっぷ」に対し、利用希望の多い障害児の入浴に訪問入浴車による入浴を11月から実施しており、経費の一部を補助するもの。補装具費支給事業は、義肢、義足、補聴器など、身体障害者の身体機能の補完、または代替を目的に支給するもので、単価の高額な補装具の支給があり、増額するもの。老人保護措置費は、目の不自由な方の養護老人ホーム胎内やすらぎの家に、8月23日から新たに1名入所し、2名となったことから、不足する分を増額するものなど、各項目の増額補正などの理由と説明がありました。

委員より、重度心身障害児入浴サービスの受益者の負担についての質疑があり、あまり多く負担にならないようにと市からもお願いしており、現在、1回500円の利用者負担であるという答弁でありました。

また、同じ入浴サービスの年齢に関する質疑では、18歳を超え、障害児から障害者となった後、市内で入浴が提供できるサービスは、エスポアールはやかわや、メモリアルホームみずほのほか、介護のデイサービス事業所が基準該当サービスとして実施しているという答弁がありました。

このほかにも若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

健康増進課関係では、担当課より、4款1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種事業は、令和4年9月に健康被害救済制度に基づき、国へ進達した案件について、本年8月29日付で認定を受けたことから、被接種者へ医療費及び医療手当を支給するもので、今回補正を提案してい

る90万5,000円は、令和4年4月から今年度末までの医療費及び医療手当の見込み額になるという説明に質疑はありませんでした。

次に、議案第99号について、担当する福祉事務所関係より、3款1項社会福祉総務費、住民税非課税世帯等支援事業物価高騰対策は、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響を受ける低所得世帯への支援として、住民税非課税世帯及び家計が急変し、収入減少による住民税が非課税相当とみなされる世帯へ、1世帯当たり7万円を給付する事業で、12月1日を基準日とし、対象世帯を4,300世帯と見込んでいる。これは、11月2日に閣議決定された総合経済対策に伴う支援であり、国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して行う。住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業（物価）は、高騰している灯油代等の一部として、住民税非課税世帯及び家計が急変し、収入減少により住民税が非課税相当とみなされる世帯へ、1世帯当たり5,000円を助成するものである。こちらも12月1日を基準日とし、介護保険施設等の入所者を除く4,000世帯を対象と見込んでおり、財源は、一般財源を充てているが、県補助金が実施決定された場合は2分の1を財源に充てるほか、特別交付税の活用も予定している。どちらも緊急的な事業として早期の給付を行いたいことから、2つの事業を一体的に行い、確認書の発送や確認業務の委託料などの事業費は、既決の予算を執行しながら、来週中に、順次案内文の発送などを進めたいとの説明に若干の質疑がございましたが、報告は割愛します。

以上で、議案第94号及び同第95号のうち、当委員会に分割付託となりました部分について、報告を終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ただいまの各委員長報告に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

暫時休憩いたします。

〈午後1時45分 休憩〉

〈午後1時46分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それでは、建設産業常任委員会に関わる案件で、7款1項3目シャルマンスキー場の施設管理事業につきまして、お尋ね申し上げます。

この件は、初日に聞こうとして、手違いでね、質問途中で終わってしまったことなんですけど、あのときは行政に対する質問でしたので、今回できませんので、委員長のほうにお聞かせいただきたいと思います。

今回、シャルマンスキー場に対して、300万円の備品修繕費という名目の予備費を計上してきましたよね。この件につきましては、委員会の審査の段階でご意見ございませんでしたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

正直言いまして、一般質問で古畑議員がこの項目について質疑されていたことを踏まえて、今日報告を、委員長報告させてもらったんですが、実は、委員会の中では質疑がございませんでした。

以上であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

質疑やご意見がなかったっていうんなら、それ以上のことはね、委員長としては答えてくても答えられませんので、ただ、私の考えは、もう今後の審査の中で反映をしていただきたいと、お願いをいたします。

シャルマン火打スキー場の運営に対する予算というものは、当初予算の中で見込んでいきますよね。前回も、たしか予備費から充用で、圧雪車等の修理をやったと思われます。この圧雪車についても、スキー場は終わった時点での管理であったのかね。その後、圧雪車の使用が非常に難しくなった部分の原因でありますね、経年劣化なのか事故なのか、乱暴な扱いで壊れてしまったのか。

同じように、シーサイドスキー場でも圧雪車の修理につきましての要望がありました、買い替え等のね。その件につきましては、年間のレンタルというかリース料金で何とかしのぐようにという指示があったそうです。そこはだよ、レンタル、リースで、ここが何で新品なんだという話もありましたね。この辺につきましてはね、やっぱりしっかりと委員会審査の中で、今後で結構ですが、考えていってほしい。

それからね、こんな予算のつけ方はおかしいと思うんですよね、当初予算じゃあるまいしね、目的が明確じゃなくて、何かあった場合のように300万渡しておきますねというさ、そういう予算のつけ方ないでしょう。よくこんな予算つけてきたなと思いますよ。

そこでだ、保坂委員長におかれましてはね、先ほどのシャルマンじゃないわ、権現荘の問題でありますとかマリンドリームの問題でありますとか、そして、このシャルマンの問題でありますとか、今後ゴルフ場の問題なんかも出てくると思いますが、第3セクターやその指定管理における公費のやっぱり取扱い、予算の仕方など、やっぱりしっかりと検討して行っていただきたいと思います。

それから、初日じゃなくてね、初日では質問して、その間に織田元副市長がね、この社長やられてましたが、残念ながらその途中で急逝されたということでもあります。心からお悔やみを申し上げます。

ますが、これからいよいよスキーシーズンが始まろうとしているときに社長不在で、その後はどうなるのか、委員会の中でも協議されましたでしょうか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂委員長。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

古畑議員のご質問にお答えいたします。

シャルマンスキー場に関わる経営であるとか、そういったところも一切ございませんで、あくまでも能生事務所長からの説明は、そのシャルマンの、シャルマン火打スキー場管理運営事業の説明のみで終わっておりますので、ここで答弁できることはございません。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

古畑議員。

○17番（古畑浩一君）

それなら、ここで終わりにしたいとは思いますが、シャルマンスキー場も指定管理でございましてね、その役員体制の中に、やっぱり現在では、副市长もその代表取締役か、そこに入ってらっしゃるね。やっぱり人ごとじゃないんです。やっぱり市の大事な財産といいたまうかね、市の施設でございまして、やっぱりおざなりだとはとても思いますよ。今回の今冬の営業をどうしていくのか。やっぱり社長不在の中でどうやっていくのか。それに対しては、いつまでに決定するのか等々をやっぱり考えていかなくちゃいけない。糸魚川市において考えてみれば、市長が亡くなったのと同じじゃないですか。その組織のトップの方が亡くなったんなら、その後どうして、しかもこれからシーズン始まる。そのシーズンをどうやって乗り越えていくのか。当然、行政としては示されていくべきだと思いますし、担当課としましてはね、その辺につきましては、しっかりと審議をすべきであったと思います。

これで終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

〔「議長、ほかの委員会をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

失礼いたしました。

ほかにございせんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

市民厚生。

○議長（松尾徹郎君）

暫時休憩いたします。

〈午後1時53分 休憩〉

〈午後1時53分 開議〉

○議長（松尾徹郎君）

休憩を解き、会議を再開いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

よろしくお願ひします。1点お聞かせください。

3款民生費でございまして、2目の障害者自立支援のところ、事業ナンバーは33でございます。重度身体障害児施設入浴サービスということで、ここへの補助金がついてございます。ここへの取組に関しましては、今までも議会の中で必要なことだというようなお話も出ておりました。また、誰がどこで、このサービスの事業を行ったらいいのかということも若干議論はあったかと思うんですけども、今回、このような形で補正が出たところで伺いたいんですけども、この事業者さんというのは、新しく立ち上げた事業者なのかということ、それから、何といても必要があるからこそ、こういった事業が始まる。そして、市からの支援が始まったということだと理解しますが、今後、持続させるためにはどうしたらいいというような、そういった議論が委員会の中でもしあれば、お聞かせいただきたいと思ひます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田中委員長。〔12番 田中立一君登壇〕

○12番（田中立一君）

田原議員のご質問にお答えいたします。

この事業所は、先ほど報告いたしましたように「ほっぷ・すてっぷ」さん、新規に立ち上げて6月に事業所指定を受けて、この訪問入浴によって、ただいまやっているということで、今回予算上がっているものであります。今後については、継続していけるように話ありましたけれども、質疑そのものはそのこと、そういったことについての質疑というものはなかったように思ひます。何て言ったらいいのかな、ぜひこれを充実してほしいとか、継続してほしいというような意見はあったんですけども。

以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

田原 実議員。

○18番（田原 実君）

ありがとうございます。こういうサービスは競争になじまないものでございますので、その辺、また議会としても見守っていただきたいなということでお願いして、終わります。

○議長（松尾徹郎君）

ほかに市民厚生、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

そのほか、ご質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

新保峰孝議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

新保議員。〔4番 新保峰孝君登壇〕

○4番（新保峰孝君）

日本共産党の新保峰孝です。

議案第94号、糸魚川市一般会計補正予算（第5号）について、反対討論を行います。

反対するのは、一般会計補正予算（第5号）の中での市長等特別職と議員の給与・報酬の関係部分であります。新潟県人事委員会の給与勧告に準拠し、職員給与の改正を行いたいということですが、市長等特別職と議員の期末手当については、賛成できないものであります。

一般の会社では、どのような考え方でボーナスを払っているのか正確には分かりませんが、常識的に考えれば、まず社員のボーナスを出して、役員は、経営状況を見ながら判断するのではないかと思います。社員にはボーナスを出す、役員はなしということも、経営状況によっては当然あると思います。これを市役所に当てはめたらどうなるかと、考える必要があるのではないかと思います。

現在の糸魚川市の状況を考えれば、特別職と議員の期末手当をさらに引き上げるには、まだ早いのではないかと思います。総額はそれほど多くはないと思いますが、アップするにはまだ早いと思いますので、本案については反対であります。

以上であります。

○議長（松尾徹郎君）

次に、保坂 悟議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

保坂議員。〔11番 保坂 悟君登壇〕

○11番（保坂 悟君）

公明党の保坂 悟でございます。

議案第99号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）について、賛成の立場で討論を行います。

歳入歳出3億2,198万7,000円の追加については、事業ナンバー61、住民税非課税世帯等支援事業は、約4,300世帯に物価高騰対策支援として1世帯当たり7万円の支給を、年内から翌年の3月まで行うものであります。また財源は、ちょっと種類違うんですけども事業ナンバー63、住民税非課税世帯等灯油購入費等助成事業は、約4,000世帯に灯油代等暖房費の支援として1世帯当たり5,000円を介護施設等の入所者を除く方たちに、年内から翌年の3月まで行うものであります。

特に1世帯7万円の支給についてであります。国では11月に総合経済対策で物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の予算が追加されました。この追加補正につきましては、公明党の国会議員と地方議員が連携して、物価高騰対策として低所得者世帯への支援を厚くするように強力に推進してきたものであります。しかしながら、その財源があっても、自治体が対応しなければ、低所得世帯に行き届かないものであります。今回、市長並びに担当課で迅速な対応を取っていただいたことにより、この場で感謝を申し上げたいと思います。

そして今度は、この本会議場において、これが可決しなければ、年末年始にかけて低所得世帯に支給ができなくなります関係上、この物価高騰のさなか、市民に寄り添う施策ということから、議員各位におかれましては、この支給が順調に進められるように賛同いただきたく、賛成の討論をさせていただきます。ぜひともよろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論の通告はありません。

討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

これより議案第94号、令和5年度、糸魚川市一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案に対する採決は、起立により行います。

本案に対する各委員長報告は、可決であります。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立〕

○議長（松尾徹郎君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第99号、令和5年度糸魚川市一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第7. 諮問第1号から同第4号まで

○議長（松尾徹郎君）

日程第7、諮問第1号から同第4号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明申し上げます。

諮問第1号から4号は、人権擁護委員候補者の推薦についてであります。

諮問第1号から3号は、現在、人権擁護委員をお願いいたしております木島雅子さん、齊藤達夫さん、井澤和秀さんの任期が、いずれも令和6年3月31日で満了いたしますことから、再度、推薦をさせていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

次に、諮問第4号では、現在、人権擁護委員をお願いいたしております山本明美さんの任期が、令和6年3月31日で満了いたしますことから、新たに寺崎 昇さんを推薦させていただきたく、議会のご意見をお伺いいたしたいものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松尾徹郎君）

お諮りいたします。

ただいま説明のあった本案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案については、委員会付託を省略することに決しました。

これより説明に対する質疑に入ります。

質疑は、15分以内とさせていただきます。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

次に、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案は、これを適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、これを適任と認め、答申することに決しました。

日程第8．議員派遣について

○議長（松尾徹郎君）

日程第8、議員派遣についてを議題といたします。

令和5年12月21日に開催予定の上越三市議会議員合同研修会及び令和6年1月31日に開催予定の議員研修会に、会議規則第167条第1項の規定により、18人の議員全員を派遣いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、18人の議員全員を派遣することに決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま可決されました議員派遣の内容について、今後、変更を要するときは、この取扱いを議長にご一任願いたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認め、そのように決しました。

なお、詳細につきましては、後日、通知いたします。

日程第9．閉会中の継続審査について

○議長（松尾徹郎君）

日程第9、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

総務文教常任委員長、建設産業常任委員長、市民厚生常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付してあります申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

以上で、本定例会の全日程が終了いたしました。

閉会に当たり、米田市長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（松尾徹郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

令和5年第4回市議会定例会閉会に当たり、お礼を兼ねまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る11月27日から本日までの長期間にわたり、条例改正や補正予算など、数多くの重要案件につきまして、慎重にご審議をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

さて、この機会に3点について、ご報告申し上げます。

最初に、荒波あんこうフェア・あんこう祭りの開催について、ご報告申し上げます。

明日12月15日から3月20日まで、恒例の糸魚川荒波あんこうフェアを開催いたします。また、各地域の風物詩となっておりますあんこう祭りにつきましては、1月21日にマリンドリーム能生、28日にヒスイ王国館、2月4日に親不知ピアパークで実施いたします。当市の自慢の、この冬の味覚アンコウを、市内外からの皆様から、ぜひご賞味いただきたいと思いますと考えております。

2点目に、青海の竹のからかいの開催について、ご報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっておりましたが、1月15日に4年ぶりに開催いたします。地域文化功労者表彰を受賞された青海竹のからかい保存会の主催によります、真冬の寒さに負けず隈取をした若い衆が、2本の竹を引き合う姿やこの地域にしかない貴重な文化財を、ぜ

ひご覧いただきたいと考えております。

最後に、デジタル地域通貨翠ペイの運用開始について、ご報告申し上げます。

糸魚川市デジタル地域通貨振興協会では、地域通貨を2月1日から運用開始することとし、併せて、市では、翠ペイ誕生記念・キャッシュレスで15%トクしちやおうキャンペーンを実施いたします。翠ペイが利用できる店舗は、12月8日現在169店舗であり、引き続き加盟店を募ってまいります。地域経済の循環や市内消費促進につながるため、多くの皆様からご利用いただきたいと考えております。

以上、3点について、ご報告を申し上げます。

議員各位をはじめ、市民の皆様から一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

終わりに、令和6年3月市議会定例会の招集日を、2月19日、月曜日とさせていただきたい予定でありますことをご報告申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

○議長（松尾徹郎君）

これもちまして、令和5年第4回糸魚川市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

〈午後2時11分 閉会〉

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

議 員

議 員